わかりやすい 主権者教育の手引き



目 次

本書	の使い	方	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
はじ	じめに・	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	①完全	·普ù	通選	挙^	\ Ø	道	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	②現実	<u>の</u> 星	達•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	③主権	者		の必	〉要	性	占	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	④本書	の原	類い		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1.	導入編	j •	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	①主権	者。	とは		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	②主権	者		の目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	③学習	指導	享	領と	<u>:</u> の	関.	連	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	④取り	組み	なの	手順	(流	ħ))	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2.	授業編	j •	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	授業を	行	うに	あた	[つ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	主権者	教育	育ス	タン	/ダ	_	ド	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	①選ん	でる	シ よ	う・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	②選挙	つ	て何	? •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	③選挙	(D)	しく	み・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	④模擬	投票	. 等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	⑤振り	返) ·		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
3.	主権者	教	∮ の	具体	的	な	取	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	① 狛 紅	市の	り取	り組	1み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	②特別	支担	爰学	校	(知	的	障	が	V))	中	学	部	の	実	践	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
	③特別	支担	爰学	校	(知	的I	障	が	ر را آر را)	高	等	部	の	実	践	•			•	•						•	•			45

4.	保護者	の願	() •	卒	後	の -	事	莱	肵	で	の	取	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	49
	①保護	者の	願レ	٠.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	19
	②卒後(の事	業別	fで	·の	取	り	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	50
5.	Q&A	(3	ラノ	۶.	ヒ	ン	٢	集)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• !	53
	「正しい	ハ投	票」	0)	危	う	さ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	53
	「公示」	لح ا	「芒	示	:]	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	53
	投票所の	の入	退出	╣•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	54
	同数(票)	の場	景合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	54
	投票箱の	の不	思諱	髮•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	55
	投票する	る際	の治	È意	事:	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	56
	代理投	票と	は・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	56
	情報収集	集の	方法	Ļ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	57
	なんで	家族	が什	拿	で	き	な	い	の	?	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	58
	白票つ	て何	? •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	58
	議員の何	任期		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	59
	「○即	投票] [3	<u>こつ</u>	V	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	59
	電子(~	イン	ター	-ネ	ッツ	<u>ا</u>)	投	票	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	30
	主権者	教育	にま	3け	る	政	治	的	中:	立.	性	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	31
おた	っりに・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• '	74
细长	1 •	倍が	いき	÷ σ	た	አታ	മ	主	썵	老	勑	杏	മ	壬	引	き	魮	作	丢	昌	仝	メ	ン	バ	_		暫		•	• '	75

本手引きは、令和2年度総務省「主権者教育」優良事例 普及推進事業により委託を受け作成したものです。

本書の使い方

「主権者教育とは何か?」と考えたとき、まず何が思い浮かぶでしょう。

主権者教育とは、単に選挙についての手法を伝える教育ではありません。自分で考え、選び、行動に移す力を育む教育です。

本書は、特別支援学校の教師や通所施設の職員、保護者の方等が、知的・発達障がい者を対象とした主権者教育を行うことを念頭に置きつつ、小学生や中学生を始めとする、誰にとってもわかりやすい手引きを目指し、作成しました。

その中で、社会の一員として主権を行使するための数ある方法の1つである選挙について特に焦点を当てて、特別支援学校や通所施設での実践例を参考に、取り組み等をまとめています。

▶ 本書の構成

《本書の使い方》

構成及び各項の内容についてまとめました。

《はじめに》

主権者教育が行われるようになった経緯や必要性、現状の課題や本書の願いとするところについてまとめました。

《1. 導入編》

主権者教育の目的等の基本的な考え方等について記載しています。

《2.授業編》

主権を行使する力を伸ばしていくための授業例を、段階別に紹介しています。

《3. 主権者教育の具体的な取り組み》

狛江市、東京都立調布特別支援学校、東京都立府中けやきの森学園で行ってきた主権者教育の具体的な取り組みを例としてご紹介します。

《4. 保護者の願い・卒後の事業所での取り組み》

保護者や当事者支援に直接関わる立場から、主権者教育や投票等の際に感じること等を書いていただきました。

《5. Q&A (コラム・ヒント集)》

選挙に関することを中心によくご質問いただくこと等をまとめました。

本書の作成にあたっては、特別支援学校の教師や当事者の親、通所施設職員等の主権者教育等に関する実践を行っているメンバーを中心として「知的・発達障がい者のための主権者教育の手引き製作委員会」を設けて検討しました。主権者教育に関する授業や模擬投票、ワークショップ等を行う際の参考としていただければ幸いです。

はじめに

①完全普通選挙への道

普通選挙とは、財産や納税の有無、性別等に関わらず、一定の年齢に達した時に、選挙権・被選挙権が生じるというものです。これは「成年者に普通選挙を保障する」とする日本国憲法第 15 条の規定を受けたものです。選挙の歴史を見てみますと、第一回衆議院議員選挙についての法律が整備された 1889 年には、納税額が 15 円以上で、なおかつ 25 歳以上の男性しか投票する権利は与えられていませんでした。

1945年、現行の公職選挙法の制定により、20歳以上の男女が等しく投票できる「普通選挙」が行われてきましたが、それでも「禁治産者」、「被後見人」と、個人の能力で選挙権が制限されてきました。

2013年5月、東京地裁の違憲判決等を踏まえて、成年後見制度で「後見類型」とされた方の選挙権を回復した改正公職選挙法が成立しました。このことをもって、本当の意味での「完全普通選挙」が実現したわけです。一定の犯罪等による社会的罰として、一部選挙権が停止されることを除けば、現在は、18歳以上の人には、その人の能力を問わず、選挙権が生ずるということです。

私たちの周りには、望まざるにもかかわらず障がいを持って生まれた人、不慮の事故や病によって障がいを持つに至った人、老化という自然的な生理現象に伴って判断能力等が低下した人等も、多数いらっしゃいます。前述の判決は、そのような方々が、民主主義社会におけるプレイヤーとして主権者たる地位を奪還した、まさに歴史的な判決です。定塚裁判長が「どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください。堂々と胸を張っていい人生を生きてください。」と述べた言葉が、この訴訟の意義を言い表しているものと思います。

②現実の壁

さて、法律改正により、被後見人の投票する権利は復権、保障されたものの、現実的に成年被後見人や知的・発達障がいのある人が選挙権を行使できるのだろうかという「現実の壁」が存在します。

知的・発達障がいのある人の中には、選挙や投票の存在や意義、選挙公報等にある 難しい用語や漢字が理解できない方や、投票用紙に立候補者名を記入できない方も多 くいらっしゃいます。

では、知的・発達障がいのある人には、どのような「現実の壁」が存在するのでしょうか。それは、知的・発達障がいのある人にとって、「選挙・投票体験が少ない」「行政、教育、家庭のどの分野も無関心。意識がなかった」という経験値不足により、現実的に投票に参加する権利が奪われていたものと言わざるを得ません。

公職選挙法制定以来半世紀以上の時を経て初めて、前述した2013年改正によって、 代理投票の要件が「身体の障がい」から「心身の障がい」に改められ、投票行動を支 援する対象に、ようやく「心」の一文字が加わったことからも、知的・発達障がいの ある人が置かれていた立場がご理解いただけるものと思います。

③主権者教育の必要性と課題

前述の改正の2年後、2015年に選挙権を有する者の年齢が、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、特別支援学校高等部に在籍する生徒も、満18歳以上の生徒は有権者となりました。

さらに、小学校では2020年度、中学校では2021年度から全面実施される新しい学習指導要領におきましても、主権者教育の推進が位置付けられ、一人ひとりが主権者意識を持ち、社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画していく力を育むこととなりました。しかしながら、現場の学校からは、何を教えればいいのか、また「政治的中立性」を確保しなければならない圧力で、「政治教育は怖い」という本音も聞かれます。

また、模擬投票を一つ設定するに際しても、どのような調整や準備が必要なのかわからないと言う声もお聞きします。そうした悩みは、特別支援学校をはじめとする学校だけではなく、市内の通所施設等からも聞き及んでいるものです。

④本書の願い

そうした不安や懸念等を払拭、排除する意味において、発達段階や障がいの特性に応じた社会的意思決定を学ぶ教材として、本書をとりまとめました。

知的・発達障がいのある人は、どうしても親や支援者の意思に左右されやすいという特性があります。特に投票するということに関しては、親や学校を含めた支援者の投票することへの認識と、当事者の「意思決定」に対する認識が大きな課題となっています。極端に言えば、親や学校を含めた支援者が「この子には必要がない」と思ってしまえば、そもそも選挙や投票に結びつくことも困難になります。

「障がい者の社会参加」という言葉をよく耳にしますが、それは「外出」や「就労」はもちろんですが、実は「自分たちの未来を一票に託す」という市民、そして国民としての、当たり前の社会参加である投票行動が一番の基本ではないでしょうか。

障がいがあってもなくても学ぶべき時に学ばなければ、社会に出てからの「学びの機会の保障」は極めて脆弱であると言わざるを得ません。

本書を通して、発達段階に応じた「学びの機会の保障」を確固たるものとし、投票という権利を行使できるのは「大変幸せなことだ」という認識を全ての皆さんに持っていただきたいと願っています。

1. 導入編

①主権者とは

▶ 「主権者」とは、誰なのでしょうか。

そもそも「主権」とは、「国を統治する権力」のことです。「国を統治する権力」というのは、社会秩序を維持するために法律を定め(立法権)、定められた法律を執行し(行政権)、法に基づいて争いごとを解決する(司法権)といった権力のことです。そして日本は、日本国憲法の三大原理「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」にあるように、主権が国民にあるとする「国民主権」の国です。

「国民主権=国民が統治権を持っていること」になりますので、「主権者=統治権 を持っている人」ということです。

国民に主権があるということは、国民(有権者)による選挙によって選ばれた国会議員が法律を定め、裁判官等の公務員が権力を行使するにあたっては、その前提には国民がいるということになります。つまり、権力を行使するものは、国民のことを意識し、国民のために権力行使をする必要があり、権力者が好き勝手に国民の権利や自由を侵害してはいけない、ということです。権力の濫用が防止され、国民の自由が保障されやすくなるということを踏まえると、国民主権の目的は、国民の基本的人権の保障、個人の尊重のためにあると言えます。

また、日本においては、国や地方自治体の政治は、主権者である国民の代表者によって行われます。その代表者を選ぶのが選挙です。代表者である議員がとんでもない法律・条例をつくった場合や、誤った権力行使をした場合には、国民が次の選挙で、落選させることもできます。だからこそ選挙は、主権者として重要な選択をすることになるのです。

選挙で投票する人とはいえ、単に、好きな食べ物をメニューから選ぶだけでは不十分とも言えます。それではむしろ、「統治されやすい主権者」になってしまいます。そうではなく、自分たちの代表者としてふさわしい人を選び、また、現職の議員が代表者としてふさわしくないと言うのであれば、選挙でやめさせることもあります。

このように考えると、選挙で投票する人=統治権を持っている人=主権者、と言えますので、主権者は大きな権利を持っているとともに、主権者としての責任も大きいと言えます。だからこそ、主権者は、自分のことだけを考えるのではなく、社会(世の中)に直接関わり、社会を変える方法を知り、友人や仲間と連帯できる力を持つとともに、社会(世の中)とつながることが大事になります。

②主権者教育の目的

主権者教育とは、「新しい社会を協働的に創造することのできる市民の育成を目指した教育(文部科学省,2016)」です。

これは、民主主義社会の担い手を育てていく教育とも言えます。さらに、現代社会はダイバーシティ社会です。ここでは、一人ひとりの人格や個性、すなわち多様性が尊重され、それらを保障していくことが重視されています。つまり、誰もが民主主義社会の担い手となるのです。学校教育では、そのような市民を育成していくことが求められます。

③学習指導要領との関連

学習指導要領の内容と主権者教育はどのように関連しているのでしょうか。例えば、社会科(中学校)の場合、学習指導要領では【広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成すること】を目指しています。この文言を簡潔に言えば、「主権者の育成」です。

つまり、教科全体の目標が主権者の育成であり、扱う内容全てが主権者の育成に繋がっていきます。このことから、「特にこれでなければならない」というものは基本的にありません。大事なことは、「どのような指導をしていくことが主権者の育成に繋がっていくのか」について考えることです。それは、「教育目標・教育内容・教育方法」全てに繋がっていきます。そうであるならば、主権者の育成は特定の教科(先の例で言えは社会科)だけで行うものでしょうか。実は、全ての教科で行うことができるのが、主権者教育です。

日々の学習全てが主権者としての資質・能力の育成に繋がっていきます。よって、 学習指導要領の内容と主権者教育の関連は全てであると言っても過言ではないので す。

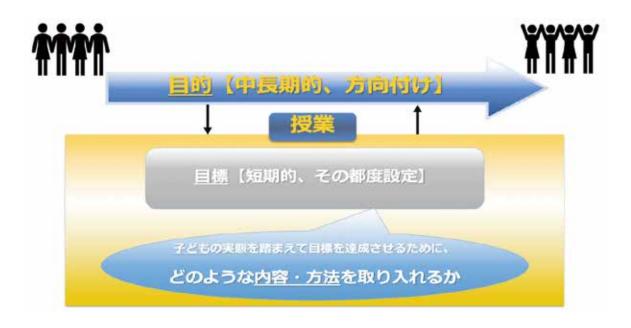
④取り組みの手順(流れ)

主権者教育を行っていく上で、最も大切なことは、目的(ねらい)について検討することです。主権者教育に限らず、教育全般に言えることではありますが、目的(ねらい)なしに教育は成立しません。もう少し踏み込んで言うならば、学習対象となる児童生徒に準じた目的(ねらい)です。主権者教育を例にするならば、「目の前の児童生徒をどのような主権者として育成したいのか、それはなぜなのか」について検討することと言えるでしょう。このプロセスを経ることで具体的な目標・内容・方法が定まってきます。

1. 導入編

例えば、【民主主義社会に主体的・協働的に参加・参画するような主権者を育成するためには、自国の法・政治制度等の諸制度について学ぶことが必要である(目的)。具体的には、日本の選挙制度の特質や課題、あるいは、選挙に関する法律等(内容)を取り上げ、模擬選挙や模擬投票(方法)を通じた学習を行うことで、間接民主制について理解する(目標)ことができる。】のようなことが挙げられます。

先の例は、あくまで一例にすぎませんが、このようなプロセスを意識することは主 権者教育において大切なことです。



2. 授業編

▶ 授業を行うにあたって

主権を行使するための方法としては、一般的に知られている選挙で投票することのほか、選挙に立候補する、議会への請願や陳情といった制度を利用する、市長への手紙等で行政に意見を伝える、町内会の活動に参加する等身近なものまで様々な手段があります。

どの手段を選ぶかはその時の状況によりますが、いずれにしてもこうした手段を上手に使っていくためには、「意思をもつ」「意思を他者に伝える」「選択する力」「課題を見付ける」「課題を解決する方法を考える」といった力を伸ばしていくことが必要です。

主権者教育は、選挙権等の特定の権利を上手に行使できるようにするための教育とも言えますが、主権を行使するための力を伸ばす教育とも言えます。その意味では、クラスのルール決めや委員を決めるのも主権者教育であり、生活単元学習で行っている学習や学級活動の多くには主権者教育の要素があります。

「主権者教育」と言うと難しく聞こえますが、実は日々の実践そのものが主権者教育であり、色々な場面で主権を行使しているのです。そして、「主権の行使」のひとつとして、常日頃の授業や作業所等での取り組みを選挙に活かすことも大切です。

さて、実際にわかりやすく主権者教育について伝えるためには、その子なりの目標を設定し、教える内容や方法を学年や障がいの状態、習熟度に合わせて検討することが重要です。例えば、18歳のゴールを投票へ行くことと設定するのであれば、中学部のゴールは…、小学部のゴールは…、とそれぞれのゴールを明確化し、学年に応じた主権者教育の取り組みを行うことが必要です。このため、小学部のうちは、力を付けたい項目やゴールを列挙するだけでもかまいません。また、授業の中で実際に行っている具体的な事例を、いくつかチャートに落とし込むことでも大事なポイントが見えてくることもあります。

一方で、選挙権を有する年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、実際の選挙が近づいている高等部の生徒を教えている教師や保護者の方は、「主権者」ということをどうしたらわかりやすく伝えられるのかを切実に悩んでいるという声を聞きます。

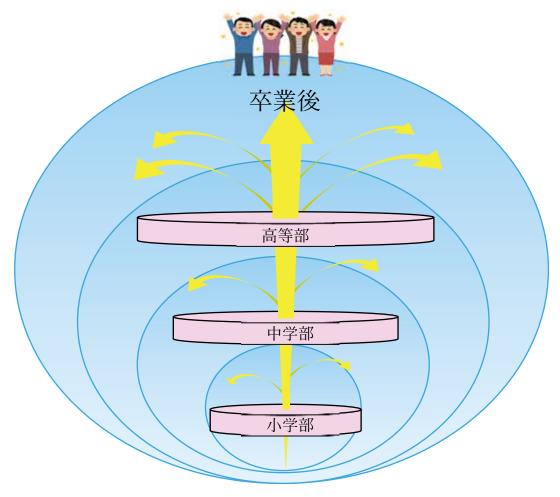
狛江市では、これまで主権者教育の一環として、誰にとってもやさしい選挙を広めるため「わかりやすい選挙」や「模擬投票」に取り組んできました。そのため授業編では、特別支援学校や通所施設での実践例を参考に、特に選挙に焦点を当てて取り組み等を紹介していきます。

次項では、主権者教育を行うに当たり授業等を段階的に進められるよう、主権者教育のイメージを図で示しています。

2. 授業編

《主権者教育のイメージ図》

この図はP9の主権者教育スタンダードと対応しています。



学年や習熟度に応じ、伸ばしたい力 個人の成長と、主権の行使 自身を取巻く環境や地域社会の広がり

▶ 主権を行使するために伸ばしたい力

《小学部》

- ・選択する力を付ける
- 意思をもつ

《中学部》

- ・意思を他者に伝える力を付ける
- ・課題を見付ける

《高等部》

- ・課題を解決する方法を考える
- ・自立し社会参加するために必要なことを 知る

▶ 主権を行使する方法の具体例

- ・自分や家族等の生活に興味・関心をもつ
- ・町内の活動に参加する
- ・児童会選挙に参加する
- ・子ども議会に参加する
- 議会だよりを読んでみる
- ・市役所の担当課に相談する (例:公園の電気が切れている)
- ・市長への手紙等で、行政へ訴える
- ・選挙へ行く
- 出馬する



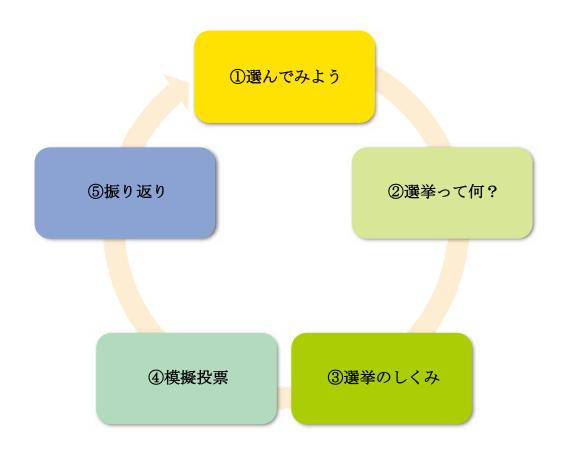
主権者教育スタンダードは、年齢や習熟度に応じて付けたい力を一覧表でまとめたものです。

		主権者教育ス	タンダード	
	小学部 ・選択する力を付ける	中学部 ・意思を他者に伝える力を付ける	・課題を解決する方法を考える	卒業後の姿
	・意思をもつ	・課題を見付ける	・自立し社会参加するために必要なことを 知る	
各教科・総合的な当	【国語・算数】 ・買い物学習の際、購入したい品物を自分で選択する場面を設定する ・Yes, Noの意思を自分なりの手段で他者に伝えられるようにする 【音楽】 ・鑑賞の際、聞きたい曲を自ら選選択	 【国語】 ・設定したテーマに関して、少人数で話し合いを行う(可能であれば、ディベートを行う) 【国語】 ・Yes, No 等の意思を自分なりの手のでは、	【国語】 ・教師が示した3つのテーマから 1つを選択し、ディベートを行う (司会も生徒が行い、言語活動を とおして意思が相手に伝わるよう に教師が適宜支援する) 【職業】 ・社会参加を果たすために、自己 1000年 1	・就労先等で、自分の意思を自分なりの方法で 相手に伝えることができる ・自分が社会の役に立っていることを実感しな がら生活できる
な学習(探求)の時間	状できるようにする・合奏の際、使ってみたい楽器を 選ばせる選択	られるようにする	理解が必要なことを理解させる ・「障害者差別解消法」や合理的配 慮について理解する	・困ったときに手伝ってくれる人を見付け、助け合いながら生活できる・身の周りの課題に気付き、解決しようとする
间(中・高)	【図工】 ・絵を描いたり塗ったりする際、 好きな色を選択する場面を設定する ・工作の際、付けたいアイテムを 選ばせる 選択	【総合的な学習の時間】 ・身の周りの問題や課題を考えさせ、「もっときれいな学校にしたい」「もっときれいな街にしたい」というような意思を生徒がもてるようにする	【社会】 ・生徒会活動について理解する ・選挙について理解する 社会参加	ことをとおして社会参加ができる ・「選挙」の意義を理解し、自ら「選挙に行こう」という意思をもつ
教科・領域を合わせた指導	【生活単元学習】 ・「○○パーティー」等を行う際、 招待したい先生を決める活動を設定する 【遊びの指導】 ・教師や友達と関わって遊ぶ際、 「遊びのルール」を教師と一緒に 決める活動を行う	【生活単元学習】 ・「どうすれば学校がよくなるか」 等について考えさせる。グループ で校内を回り、課題を見付けたら 撮影するといった活動を設定し、 「見付けた!」「こんな課題があっ たのか!」という気付きを促す 【生活単元学習】 ・グループや班の班長を決める 際、立候補者に「なぜ班長になり たいのか」を発表させる活動を行 う	【生活単元学習】 ・「地域の課題」(歩道にごみがある、危ない道がある等)について考えさせ、解決するための方法を導き出させる(清掃活動を行う等) 【作業学習】 ・駅前の花壇に花を植える、近所の公園を清掃する等の活動が社会の役に立っていることを理解する	

《授業例》

イメージ図のように、主権を行使するための力を伸ばしていくために、段階ごとの授業例を作成しました。

知的・発達障がいのある児童・生徒を対象とした授業内容となっていますので、実際に授業を行う際には、P9の主権者教育スタンダードを参考に学年や習熟度に応じた内容で実施してください。



テーマ	内容	ページ
選んでみよう	・「自分で選ぶ」 ・模擬投票をとおして「多数決で決まる」し くみを体験する	P11~
選挙って何?	・自分たちで全部は決められない・だれが投票できるの?・政治のしくみ	P17∼
選挙のしくみ	・投票日までの流れ・投票したい人をどうやって選ぶ?・投票用紙には何を書く?・投票が難しいとき	P19∼
模擬投票	・有権者としての意識を芽生えさせる ・選挙のしくみと投票の方法やルールを学ぶ	P21~
振り返り	・学習を振り返る	P25∼

①選んでみよう

● 指導案

この内容は、わかりやすくやさしい内容になっていますので、小学部で応用していただくことが可能です。

• 単元名

「自分で選ぶ ―中学部段階での主権者教育―」

• 対象

特別支援学校(知的障がい)中学部生徒

・教育課程上の位置付け

総合的な学習の時間、生活単元学習

• 内容(展開)

50 分設定

<u>ねらい</u>

・給食のメニューを決める模擬投票をとおして、「自分で選ぶ」 「多数決で決まる」しくみを体験する。

準備するもの

- 投票用紙(立候補者の顔写真と氏名、料理の写真、選択欄)
- ・投票箱と投票記載台(可能であれば実物が良い)
- ・選挙人名簿 ・パソコン
- ・プロジェクター ・スクリーン

時間	内 容	留 意 点
導入 (5 分)	・挨拶、選挙管理委員 の方の紹介。・本時の流れの説明。・テーマの説明。	・視覚支援の必要な生徒が多いので、パワーポイント資料を大きく映して説明する。(中学部の生徒に一番わかりやすいのは、給食のメニューを決めるための投票) ・テーマを示すことで、生徒のやるべきことがわかり、モチベーションも上がる。
展開① (15 分)	・立候補者による立会演説。	・立候補者はパワーポイント資料を大きく映して、料理についての主張をする。
展開② (20 分)	・投票時のルールについての説明。 「クロートリー・ クロートリー・ クルート クルれる。	・ルールを大きく映して、生徒に最低限守るべきことを簡潔に伝える。 【ルール】 ① (名前を呼ばれたら)返事をする。 ② (投票が終わるまで)静かにする。 ③ (投票用紙には)○を一つだけ。 ④ (投票用紙は)人に見せない。

投票。



【投票用紙】



・代表の教師は投票記載台近くで、選挙人名簿 に従って生徒の名前を呼ぶ。

【生徒の行動】

- ① 名前を呼ばれた生徒は返事をする。(=本 人確認)
- ② 投票用紙を受け取り、投票記載台に進む。
- ③ 投票用紙の立候補者の選択欄に○印をつける。
- ④ 投票用紙を半分に折って投票箱に入れる。
- ・最初の並び方に戻る。
- 開票作業。

まとめ (10 分)



- 結果発表。
- ・まとめ、振り返り。
- ・選挙管理委員会の方への謝辞、挨拶。

- ・開票作業は選挙管理委員会の方にお願いするとよい。
- ・誰が一番多く得票したか、生徒が見てわかる 形で示す。

【校内揭示】



・一番多く得票した人の主張した料理が翌月の 給食で出ることや、模擬投票の結果を校内に 掲示すること等も伝える。

> 中学部での実際の授業の様子

2. 授業編「①選んでみよう」(P11)で紹介した内容をもとに、実際に特別支援学校(知的障がい)中学部で実施した授業風景です。



- ① 点呼(今日は主権者教育の勉強をします。)
- ② 参加者の確認をします。
- ③ 今日のプログラムの説明。「自分で決める!」
- ④ 何を決める?給食のメニューを決める!決めるのは2つ、デザートとメインのお料理です。



※実際の選挙は複数回投票する場合もあるため、 2回続ける投票が有効。

投票記載台と投票箱までの動線の短さがカギ!



⑤ ルールを守る。

呼ばれたら返事をする。 口を閉じる(おしゃべりをしない)。 どちらかを選ぶ(自分で決める)。 人に見せない(内緒にする)。



⑥ 正しい動作の確認。正しい見本を見せて、 やってはいけないことを教える。

> 人に見せてはいけません。 (←内緒にしている場面。) おしゃべりしない。口は閉じる。



- ⑦ どちらか選ぶ。どっちがいいかな?
- ⑧ 自分で選んで決める。



⑨ 投票記載台の説明。



- ⑩ 名前を呼ばれる。 ⇒ 返事をする。
- ① 教師は事務従事者役。



② 実際に選んで、決めて、投票箱に入れる。動いてみて動作の確認。



- ③投票前の準備。
 - ★ 本物の投票箱を使用しています!(市の選挙管理委員会の職員にお手伝いしてもらいます。)

2. 授業編











鍵が掛かっています。投票前に投票箱を 点検します。

(←空っぽですね。)

- ※本番では、一番に投票所へ来た方に点検 する権利が与えられます。
- ※コラム参照
- ⑭生徒投票。
- 15開票。
 - ★ 開票します。 みんなの想いが入っています!
 - ★ 開票作業を手伝ってもらい、ボードに 貼付けます。
 - ★ 開票して「りんご」と「みかん」を 貼付けてみました。どっちが多いですか?数が多い方が勝ち! 「多数決」と言います。
 - ★ 同じようにして、メインの料理も開票 しました。貼付けたら「ラーメン」が多か ったですね!
 - ★ もう一度振り返り、確認。

投票の結果、デザートは「りんご」、料理は 「ラーメン」に決まりました。

皆が選んだものは、○月の給食になります。 お楽しみに!

【内容のレベルアップ】

- ・好きな食べ物をあげてもらう。好みはそれぞれであることを知る。
- ・選ぶ対象を「物から人物へ」レベルを上げる事例。同じ食べ物の選択であっても、その「食べ物を推薦する《人》」を選ぶことで政策の意味を教えることができる。

また、同じものが好きな人のグループを作ることで、政党をやさしく教えることができる。

【選択のレベルアップ】

今回の授業では2択で実施したが、「どちらでもよい」「選べない」を加えると「白票」となる。※コラム参照

【討論を加える】

- ・仲間を作ろう!同じものを選んだ仲間でグループを作り、好きな理由を話し合う。さらに相手のグループの話を聞く。
- ✓ 相手の考えを聞き、自分の考えと比較して、違いを理解する。話を聞いて考え が変わることもある。自分の選択した理由をアピールする。
- ・自分と同じ考えや選択の人を応援してみる。

【代理投票】

- ・投票所で支援できることと、その限界を知る。
- ・家庭でできることを教える。※コラム参照

【投票の表記】

- 実際の選挙では○×を記載するものはない。※コラム参照
- 記入はひらがなでもカタカナでも可。
- ・写真で選ぶやり方も、代理投票で投票するのであれば、まったく問題ない。

【模擬投票の注意点】

・開票の結果、同数時の対応(くじの準備)※コラム参照



選挙の意味を生徒に教えるのは簡単ではなく、工夫が必要です。 次の「②選挙って何?」と「③選挙のしくみ」は、わかりやすい 解説の一例として、参考にしていただければと思います。



②選挙って何?

▶ 自分たちで全部は決められない

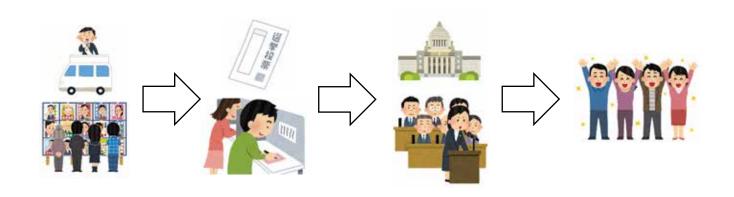
自分の暮らしに関わることは全て自分で決めたい。そう思う人もいるかもしれません。自分で決めることができれば、自分にとって一番便利な形にできます。

自分の家の前にバス停を置きたい、市役所は自分の家の近くにあるといい、税金を安くしたい、こういう希望を持っている人にとっては、これらのことを実現できると嬉しいです。

しかし、全て自分の思いだけで決めてしまうことはできません。こういうテーマは 他の人にもかかわりますし、他の人が別の考えを持っているかもしれません。また、 学校や仕事があったら、それだけでも忙しく全てのことを考える余裕はありません。

このため、みんなに関わることをじっくり考えてくれる人がいると助かります。それが、市議会議員や市長、国会議員といった人たちです。そういう自分たちの代表を選ぶのが選挙なのです。

議員や市長になりたい人は、「私はこんなことを実現したい!」という思いをもって、選挙に立候補します。いろんな思いをもった立候補者の中から、私たちは「この人に議員(あるいは市長等)になってほしい」と思う人に、自分の判断で票を入れます。そして、多くの票をとった人が議員や市長に選ばれます。議員や市長は、私たちの代わりに議会という集まりで話し合いをし、私たちの思いを実現しようと努力していくのです。



▶ だれが投票できるの?

日本国民で18歳以上であれば、投票できます。昔は、投票できるのが男性だけで、そのうえ、税金をある程度納めていないと投票できませんでした。年齢も25歳以上という制限がありました。それが、1945年からは20歳以上の全ての男女が投票できるようになり、2016年に「20歳以上」から「18歳以上」へと年齢制限が引き下げられました。投票できる人の割合はどんどん高まってきた歴史があります。

18歳以上の人には、ひとりに一票が与えられます。その一票は他の人の一票と同じ価値があります。お金持ちの人の一票のほうが強い力を持っているとか、年上の人の一票のほうがすごいということはありません。皆同じです。

選挙でだれに投票したかは、他の人に知られることはありません。秘密は守られます。

▶ 政治のしくみ

身近な政治の場としては、市区町村議会や都道府県議会があります。どちらも私たちの代わりに話し合いをする議員で成り立っています。基本的に4年に1回、新しい議員を選ぶための選挙があります。また、市では市長、都では都知事というように代表者を選ぶ選挙もあります。この選挙も基本的に4年に1回です。

市等の議会は地域の様々な課題を扱っています。子育てやお年寄りの支援、災害に強いまちづくり等、私たちの暮らしに直接関わるテーマが多いです。多くの課題の中から、「どれが特に大事か」「どれぐらいしっかり取り組むか」等を考えながら、議員と市長、知事が議会で議論をして、やるべきことを決めています。

国全体のことを話し合う議会もあります。国会と呼ばれる衆議院と参議院です。国会では国全体にとって大切なテーマについて話し合っています。例えば、物を買ったときに支払う消費税を上げたほうがいいか、という議論をしているのは国会です。また、アメリカや中国といった外国との付き合い方をどうするかといった、いわゆる外交や、国を守る防衛も国会の大事なテーマです。

衆議院の議員を選ぶ選挙は基本的に4年に1回で、参議院の議員は3年に1回の選挙で半分ずつ選び直します。

内閣総理大臣は国会議員の中から選ばれるので、私たちは直接選ぶことができません。

一定の年齢になれば、私たち自身も議員や市長等を目指して、選挙に出ることができます。市議会議員や市長には25歳から、都道府県知事には30歳から立候補できます。

③選挙のしくみ

▶ 投票日までの流れ

選挙は「公示」または「告示」の日からスタートします。この日に投票日が正式に発表され、立候補したい人は手続きを行います。市長や市議会議員の選挙の場合は、投票日から数えて1週間前までに、この「告示」があります。この日から投票日の前の日まで、「〇〇候補にぜひ一票を!」等とお願いする選挙運動を行うことができます。

▶ 投票したい人をどうやって選ぶ?

選挙があるときには、自分が投票したい立候補者を選ぶための情報がいくつもあります。

立候補者の演説会がその一つです。演説会では立候補者が、自分が大事にしているテーマや、実現したいこと等を直接訴えます。演説会の会場に行けば、生で聞くことができますので、その立候補者の話し方や表情、声等からも、自分にとって投票したい立候補者かどうかを判断できます。まちなかで、立候補者が演説する様子を見る機会もあります。

また、政見放送もあります。これは国会議員と都道府県知事の選挙等で行われています。立候補者がテレビやラジオを通じて自分の考えを語ります。一方的に話すだけでなく、立候補者が別の人と語り合うスタイルもあって、立候補者は主張がわかりやすくなるように工夫しています。

投票日の前までに家に届けられる選挙公報も参考になります。立候補者それぞれの名前や顔写真だけでなく、これまで何をしてきたかや、やりたい政策が書き込まれています。「災害に負けないまちにします」や「安心できる年金にします」、「子育てをサポートします」といった言葉が並び、それぞれの立候補者が大切にしている考えを比べながら理解することができます。この選挙公報を点字にしたり、声で読み上げたりした「選挙のお知らせ」が配られる選挙もあります。

立候補者はウェブサイト等でも選挙運動ができますので、インターネットで調べる と、自分が投票したいと思う立候補者を探すうえで参考になる情報が見つかるかも しれません。

また、テレビや新聞のニュースも重要な情報源になります。

立候補者が実行したい政策や、政治についての言葉の中には難しいものも多いので、選挙公報を読んだり、テレビを見たりしても、理解しづらいことがあると思います。 狛江市では、市議会議員選挙のときに、知的障がいのある人でもわかりやすい選挙広報誌が作られています。また、立候補予定者にわかりやすい言葉で演説してもらう取り組みも行われてきました。これから選挙情報がもっとわかりやすくなっていくことが大切です。

▶ 投票用紙には何を書く?

選挙があると、市や町は投票する権利がある人に、投票所の入場券を送ります。投票に行くときには、その入場券を持って行くと、スムーズに投票できます。入場券を忘れても、投票はできますので、安心してください。

受け付けが終わると、投票用紙という小さな紙をもらえますので、自分が良いと思った立候補者の名前をその紙に書いてください。自分が選んだ人であれば、誰でも大丈夫です。漢字が難しい場合には、ひらがなやカタカナで書くことも可能です。書き終えたら、その紙を投票箱に入れて終わりです。

衆議院と参議院という国の選挙では、立候補者の名前を書かない場合もありますので、注意が必要です。

政治家は考え方が同じだったり、似ていたりする人たちでグループをつくっていて、そのグループを政党と呼びます。聞いたことのある政党の名前もあると思います。国の選挙では、立候補者の名前ではなく、政党の名前を書く投票もあるのです。投票に行く前に、それぞれの政党がどのような考え方をしているか調べておくと、選びやすいです。

▶ 投票が難しいとき

投票日に仕事や用事があって、投票に行けない人は、投票日の前に投票を済ませることもできます。このしくみを「期日前投票」と言います。期日前投票の方が、投票所が空いていることが多いので、落ち着いて投票できるかもしれません。病気やけが等で、投票用紙に自分で字を書けない場合には、投票所の係の人が代わりに記入してくれます。「代理投票をお願いします」等と書いたメモを事前に用意しておくと、安心です。また、点字での投票もできるようになっています。

投票所で、係員に「代理投票希望」と伝えるか、事前に準備した「代理投票 希望」と書かれたメモ等を提示することにより、投票用紙への記入を係員が行 います。



投票記載台では、氏名等掲示に記載されている立候補者等を指差 しするか、予め投票したい立候補者名等を記載したメモを係員に提 示することによりスムーズに投票することができます。

その他、投票所でお困り事がある場合は、お気軽に係員にお声掛けください。

④模擬投票

● 指導案

- 単元名
- 対象
- ・教育課程上の位置付け
- 内容(展開)

「実際の投票を疑似体験しよう

-高等部段階での主権者教育-」

特別支援学校(知的障がい)高等部生徒

社会科または総合的な学習の時間、生活単元学習

50 分設定

ねらい

- ・有権者としての意識を芽生えさせる。
- ・選挙の具体的な仕組みを学習する。
- ・投票の方法とルールを学ぶ。

準備するもの

- · 投票用紙 · 投票箱
- ・投票記載台(可能であれば実物が良い)
- ■・生徒会選挙等を行う場合は、ポスター等

1 以示の力	伝とルールを子ふ。 	・生徒会選挙寺を行り場合は、ホスター						
時間	指導内容	留意点						
導入 (7分)	・挨拶。 ・本時の流れの説明。	・視覚的な支援が有効な児童・生徒が多い場合、 学習の流れの説明は板書またはスライド等で わかりやすく伝える。						
展開① (15 分)	○選挙の仕組みを知ろう。・選挙の基本的な仕組みを伝える。・投票所での流れを理解させる。・合理的配慮についてわかりやすく伝える。	・わかりやすく、簡潔に伝えるために、選挙管理委員会等からDVDを借りるなどして、視覚的に提示する。						
		・児童・生徒の集中力の持続時間によって、説明の時間を工夫する。(15分以上は集中力の維持が難しいことがある。)						
展開② (23 分)	○実際に投票してみよう。 ①生徒会選挙 立候補者 紹介(VTR)を流す。 ②一人目の投票者に、投票 箱に何も入ってもらい、 署名をもらう。 ③順番に投票を行う。合理 的配慮の提供を必って ける生徒は、スタップ に分した教師がサポートを行う。	 ・設定が生徒会選挙である場合、投票の直前に立候補者紹介を上映した方が投票しやすい。 ・可能であれば、選挙管理委員会等、実際の選挙に携わっている方に手伝ってもらえると、実際の選挙の雰囲気を感じることができる。 ・合理的配慮の提供を求める方法を重点的に伝える。繰り返し行うことで、実際の場面でも支援を求めることができる力を付ける。 						

④投票終了後(10人程度)、 開票の場面を実際にや ってみせる。



・開票作業を見せることで、公正に開票されて いることを理解できるようにする。

まとめ (5分)

- ○振り返ろう。
- 「授業振り返りチェック リスト」に記入させ る。
- ・代表で3名程度指名し、発表させる。
- まとめの話をする。
- ・児童・生徒の反応や表情だけではなく、チェックリストを用いて、全員の評価を行う。
- ・頑張ったこと、今後の課題をわかりやすく伝 えて今後につなげる。

合理的配慮の提供を求める際、市区町村によってサポートの仕方は 異なりますが、自分が具体的に「どのような困難さ」があるのかを 理解し、「どのような支援が必要」なのかを理解していることが必要です。 他の教科を含め、教育活動全体をとおして「自己理解の力」を育む ことが重要です。

▶ 通所施設での取り組み

よりよい社会参加について学ぶため、福祉作業所で実施した勉強会風景です。

・単元名 「社会参加できる力を付けるための勉強会」

・対象 福祉作業所 利用者の方

・内容(展開) 前半45分、後半35分、まとめ10分

ねらい

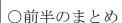
- ・自分の意思を決定し、自分なり の方法で他者に伝える。
- ・意思決定に基づき、よりよい社 会参加について考える。

準備するもの

- ・投票箱 ・投票記載台 ・発券機 ・腕章
- ・ビデオカメラ ・氏名等掲示 ・選挙公報
- ・入場整理券 ・投票用紙 ・名簿 ・TV
- ・HDM I ケーブル ・ホワイトボード

時間 内容	留意点
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
導入 ○挨拶 ・身	緊張をほぐすために、講師の自己紹介を
(10分) ○体ほぐし 射	兼ねた挨拶を行う。
例)軽い体操	
じゃんけんゲーム ・ 雰	雰囲気を和ませるために、軽く体を動か
○活動内容の説明 □	したり簡単なゲームの時間を設ける。
①「えらんでみよう」	
②「困っていることを相手」・流	活動内容を全員が理解できるように、
に伝えよう」	ICT機器を活用し説明する。
	主権者教育とは何か、簡単に確認するこ
· · · · · · ·	とでその後の活動に取り組みやすくす
	る。
ついて、VTRを見て理解	
	講義型では集中力を持続させることが難
	しいため、適宜挙手を促したり、指名し
説明を加える。	て発言をしてもらったりする。
○「えらんでみよう」(簡単 ・ 利	積極的に取り組めるように、参加者の方
	関極的に取り組めるように、 <i>参加</i> 省のカー が興味のある話題を取り上げる。
・2つの選択肢から1つを選	か 要外 v 2 k 2 d 可 B で 収 2 工 () る。
	選択肢の写真や、そこから連想されそう
	なものの写真・イラストを提示すること
	で、ディベートが盛り上がるようにす
	る。
・選んだ理由を考える。	
	5 分間のディベートではただ相手に反論
	をするだけでなく、「意思」「考え」をう
	まく伝えられることがポイントであるこ
を確認する。	とを予め伝えておく。

- ★教師が各グループのフォロ ーに入る。
- ・5分間で各グループの意思 を相手側に伝え、共感した り反論したりする。
- まとめの話を聞く。







休憩 10 分間

展開② (35分)

- ○「社会参加について理解し よう」
- ・ICT機器を活用しながら 具体的な説明を聞く。
- ★選挙にポイントを絞る。 「選挙って何?投票所に行ったら何するの?」等と問いかけ、発言を引き出す。
- ★投票所での流れをICT機 器を使って簡単に説明し、 模擬投票につなげる。
- ★模擬投票では、宿泊先として「旅館」「ホテル」の2 つから選択し、さらに宿泊 先で食べたいものを「バイ キング」「和食」「フランス 料理」「お寿司食べ放題」 の4つから選択し、投票す ることを伝える。
- ○模擬投票開始
- ○開票・投票結果発表

- ・仕事や公共の場の利用等、毎日やっていることが社会貢献、社会参加なのだということがわかるように具体的な例を挙げて説明する。また、選挙に行って投票することも社会参加の1つということについて説明する。
- ・代理投票に関する説明も含め、投票所での流れを確認する。
- ・比例代表と小選挙区、市議選と市長選等 複数の投票がある場合を想定し2回連続 の投票を行う。



休憩 5分間

まとめ (10分)

- ○まとめの話
- ・展開①、展開②の活動を具体的に振り返り、素晴らしい発言や活動に対して互いに称賛する。
- ★ICT機器を活用して活動 を振り返る。
- ・社会参加の大切さを確認 し、これからどんなことを やっていきたいか、発言す る(挙手した方のみ)。
- ・どんな活動に取り組んだか、利用者の方 から発言を引き出したりして、最後まで 集中できるよう工夫する。
- ・「選挙に行く」という発言を引き出すような発問をする。

<u>⑤振り返り</u>

● 指導案

・単元名

・対象

・教育課程上の位置付け

• 内容(展開)

主権者教育の学習を振り返ろう 特別支援学校(知的障がい)高等部生徒 社会科または総合的な学習の時間、生活単元学習 50分設定

ねらい

- ・選挙に関する理解を深める。
- ・身の回りの課題に目を向ける力を付ける。

準備するもの

- ・模擬選挙の際の画像や映像
- ・プリント教材等

時間	指導内容	留意点
導入 (5分)	○挨拶○本時の流れの説明	・視覚的な支援が有効な児童・生徒が多い場合、学習の流れの説明は板書またはスライド等でわかりやすく伝える。
展開① (10 分)	○これまでの学習を振り返る。 ・模擬投票等の学習を具体的 に振り返る。	・学習の振り返りを具体的に行うため に、ICT機器を用いるなどして効果 的に伝える。
	・合理的配慮の提供を求める ために必要なことを振り返 る。	・自分にとって必要な支援をまとめた用 紙を見ながら、振り返りが行えるよう にする。
展開② (25 分)	○学んだことを活かそう(ディベートを行う)・ディベートのテーマを複数提示し、児童・生徒に選ばせる。・くじでグループを分ける。	・活動に入る前に、「主権者教育とは、 意思を自分で決定すること」というキ ーワードを提示し、ディベートをとお して自分の意思を意見の異なる相手に 伝える経験をし、折り合いをつけるこ との大切さに気付かせる。
	・司会役は教師が指名する。・10分を2セット行う。	・集中力の持続やグループの様子を見な がら、時間の短縮や延長をする。
まとめ (10分)	○振り返ろう・「授業振り返りチェックリスト」に記入させる。	・児童・生徒の反応や表情だけでなく、 チェックリストを用いて、全員の評価 を行う。
	・代表で3名程度指名し、発表させる。・まとめの話をする。	・頑張ったこと、今後の課題をわかりやすく伝えて今後につなげる。

《授業振り返りチェックリストの例》

ッ 当てはまるところに○をつけましょう。

	できた	まあまあ できた	あまり できなかった	できなかった
身の周りの課題が発見できましたか。				
自分にとって、難しいことが理解できていますか。				
てった 手伝ってほしいことを相手に伝える方法がわかりましたか。				
選挙に行って投票することの大切さがわかりましたか。				
とうひょう しかた 投票の仕方がわかりましたか。				

「主権者教育とは?」がブレないよう、児童・生徒にはここをしっかりと伝えます。 主権者教育=選挙に関する教育、政治教育ではなく、自分の意思を自分で決定するこ と、身の回りの課題に気付き、解決しようとする力を伸ばすことが「主権者教育」であ ることについて、理解が十分でない教師も少なくありません。

この機会に理解をし、児童・生徒への指導を行っていきましょう。

3. 主権者教育の具体的な取り組み

狛江市、東京都立調布特別支援学校(中学部)、東京都立府中けやきの森学園(高等部)で行ってきた主権者教育の具体的な取り組みを例としてご紹介します。

①狛江市の取り組み

▶ 講演会「狛江市の障がい者等の方への選挙支援の取り組み」 平成29年度に行った講演会資料を基に、市の取り組みについてご紹介します。

狛江市の障がい者等の方への 選挙支援の取り組み

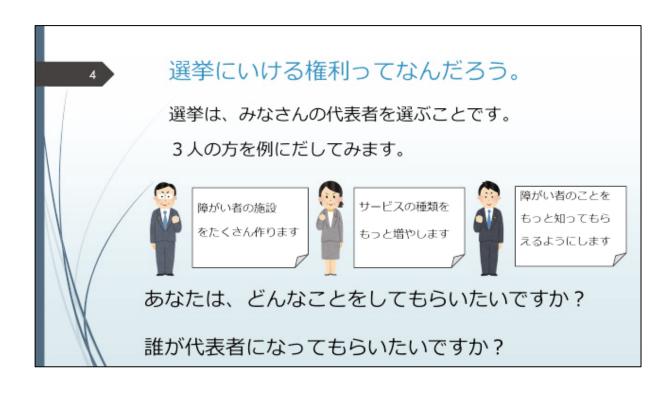
狛江市/狛江市手をつなぐ親の会/狛江市障害福祉サービス等事業所連絡会

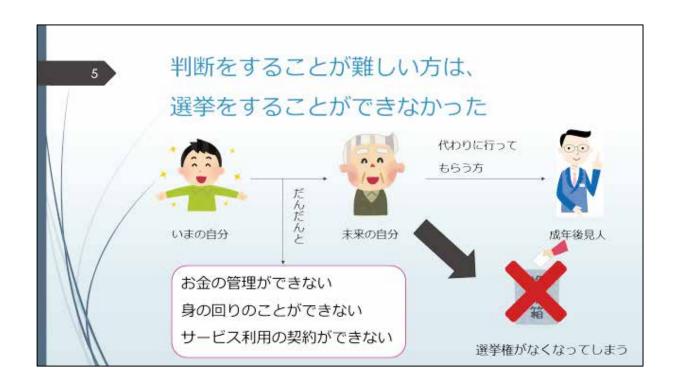
これまでしてきたこと

2

- ✓皆さんに体験投票をしてもらいました
- ✓選挙の仕事をする職員に、障がいのことを説明しました
- ✓ 立候補する人に「わかりやすい演説会」をしてもらいました
- ✓立候補する人に「わかりやすい広報誌」を書いてもらいました
- ✓ 選挙DVDをつくりました
- ✓立候補する人に「わかりやすい政見動画」をつくってもらいました







6

成年被後見人の選挙権回復

平成25年3月に東京地方裁判所で、裁判長が知的障がいのある 名兒耶匠 さんに こう言いました。

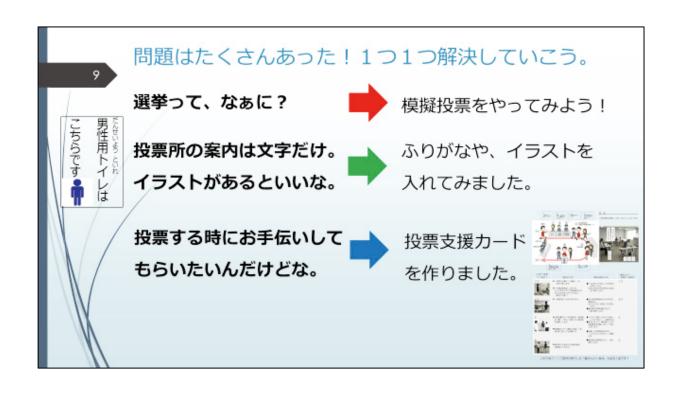
「どうぞ選挙権を使って社会に参加してください。 堂々と胸を張っていい人生を生きてください。」

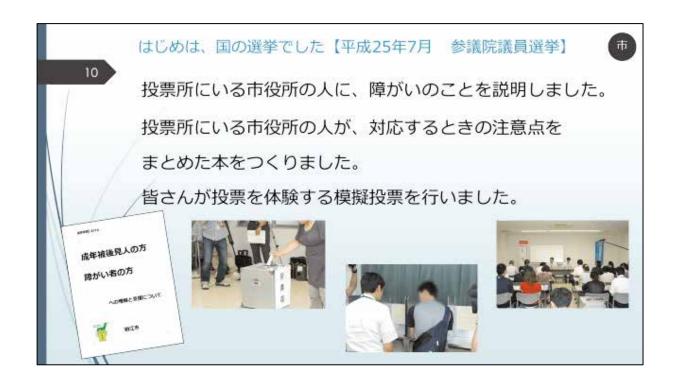


平成25年5月27日に選挙の法律が変更されました。









次は東京都の選挙でした。【平成26年2月 東京都知事選挙】 【みつけた問題のあるところ】 ・演説で何を言っているのかわからない、わかりにくい。 【行ったこと】 ・前回行った模擬投票や問題点を整理して、 対応するときの注意することをまとめた 本を新しくしました。 ・皆さんにもわかりやすい演説会をして もらいました。

次は国の選挙でした【平成26年12月 衆議院議員選挙】

12

【みつけた問題のあるところ】



- ✓演説をする人にも、「わかりやすさ」を説明することが必要。
- ✓ テーマをちゃんと決めておくことが必要。

【行ったこと】

- ▶テーマを「障害福祉のこと」にして、 わかりやすい演説会をしました。
- ▶演説をしてもらう方にも、どのようにしたら わかりやすくなるか、お伝えしました。





次は市の選挙でした【平成27年4月 狛江市議会議員選挙】

13

【みつけた問題のあるところ】

✓選挙公報にどんなことが書いてあるかわからない、わかりにくい。

✓選挙公報の「わかりやすい版」がない。

- ▶「わかりやすい選挙広報誌」を作りました。
- 選挙広報誌に書くことは1つで、サイズも A5サイズのみにしました。
- ▶ 模擬投票を行いました。



次も市の選挙でした【平成28年6月 狛江市長選挙】

14

【みつけた問題のあるところ】



- ✓目の見えない、見えにくい方には、選挙の案内の封筒がわからない。
- ✓選挙当日に行きたくても一人では行くことができない。

【行ったこと】

- ▶選挙案内の封筒に点字とSPコードを付けました。
- ▶期日前投票に事業所ごとに来ることができるようにしました。
- ▶わかりやすい演説会を行いました。
- ▶模擬投票を行いました。





みんなで教科書的DVDを作ろう【平成28年度】

15



【みつけた問題のあるところ】

- ✓選挙のことを、支援をする人だけでなく、家庭でもお話してほしい。
- ✓狛江市だけでなく、もっと多くの人に知ってほしい。

- ▶選挙のDVDを作りました。
- > 全国の親の会へ配りました。



DVDで勉強をしよう【平成29年4月】





【みつけた問題のあるところ】

- ✓作ったDVDを、もっと多くに人に活用してほしい。
- ✓投票のスキルだけでなく、意思決定も課題。

【行ったこと】

- > みんなでDVDを大画面で見ました。
- 「意思決定」から「支援」に繋がる ことの大切さをみんなで勉強しまし た。



次は東京都の選挙でした【平成29年5月 都議会議員選挙】

17

【みつけた問題のあるところ】



- ✓他者への思いとして、福祉以外の政策ももっと知りたい。
- ✓ 候補者の方と議論を深めたい。

- テーマを「地域で共に暮らす」 としました。
- ▶質疑の時間を長く取りました。



次は国の選挙でした【平成29年10月 衆議院議員選挙】



【みつけた問題のあるところ】

- ✓演説会に参加できない人にも、情報を届けることが必要。
- ✓参加した人も、振り返りが必要。

【行ったこと】

- ▶候補者の皆さんへ「わかりやすい選挙 動画」の作成を依頼しました。
- ➤ その動画を、YouTubeにアップして、 誰もがいつでも見れるようにしました。



次も市の選挙でした【平成30年7月 狛江市長選挙】

19

18

【みつけた問題のあるところ】

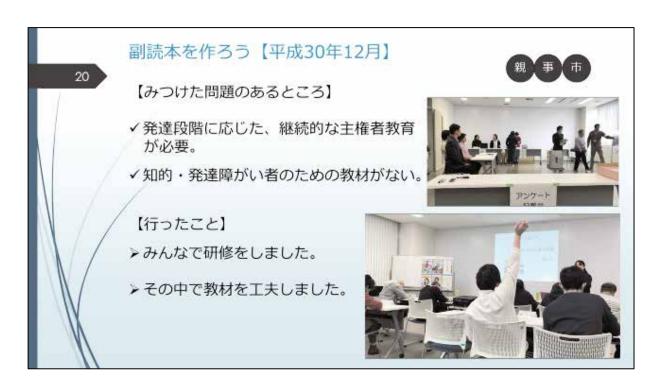


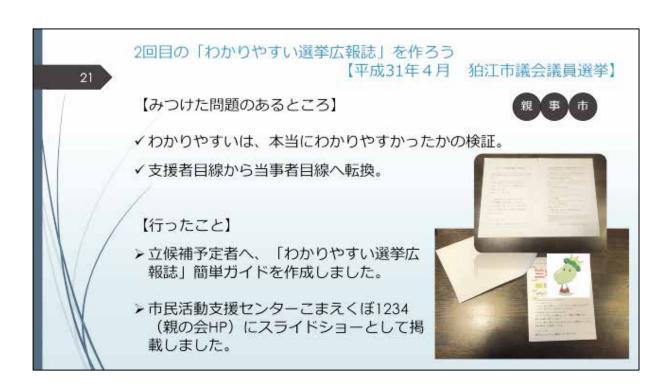
- ✓ 政見動画を作成する時間の余裕がない。
- ✓演説会の様子をみんなに知ってほしい。

- ▶演説会の様子を動画で撮影しました。
- その動画を、YouTubeにアップして、 誰もがいつでも見られるようにしました。





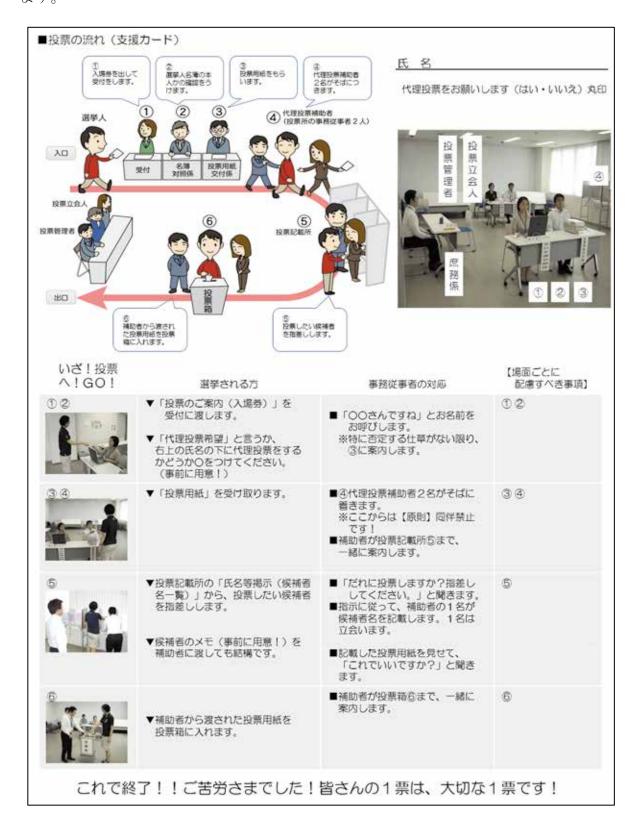




▶ 投票支援カードの作成

市では投票支援カードを作成し、市内の事業所や希望者へ配布しています。

このカードでは障がいのある方等が投票に行く際の参考となるよう、投票の流れが示されています。また、場面ごとに配慮が必要な事項について事前に記入したカードを持参し、投票所で係員に提示することにより必要な支援を受けることができます。



▶ わかりやすい選挙広報誌の作成

知的・発達障がい者の当事者団体が主体となり「わかりやすい選挙広報誌」を作成しました。内容はシンプルで読みやすく、当事者が選んだ立候補者のページを切り取って投票所に持参できるよう工夫しました。

わかりやすい選挙広報誌

じょうず つか かた上手な使い方

- 1. 投票に行くまでのあいだ、よく読んで、投票したいなあと思う人を一人 選んでください。
- 2. 投票に行く時は、この広報誌から投票したい人のページを切り取ってください。
- 3. 他の人に見えないように折りたたんで、大事に持って投票所まで行きます。
- 4. 投票するときに支援が必要な人は、受付の人に声をかけます。
- 5. 投票記載台についたら、折りたたんだページを開いて投票用紙に投票した い人の名前を書きます。
- 6. 投票箱に、投票用紙を入れます。

この広報誌は、〇〇年〇月〇日までに提出された立候補予定者の原稿を 掲載しています。

《立候補予定者の紹介例》

^{なまえ} こまえ たろう 【名前】 狛江 太朗

しゅうしょ いずみほんちょう 【住所】 和泉本町



- 1. 私たち障がい者が何に困っていると思いますか?
- ・遠くに出かけるときに、バスや電車が使いづらい。
- · 仕事が もっとほしい。
- ・意見をもっと聞いてほしい。
- 2. その問題を解決するため、どんなことをしますか?

ほんすう

- ・バスの本数を ふやすため がんばります。
- りょうきん ** ・バスの料金を 安くできるように 話し合います。
- ・障がい者のみなさんの 考えをよく知るため、 会いに行きます。

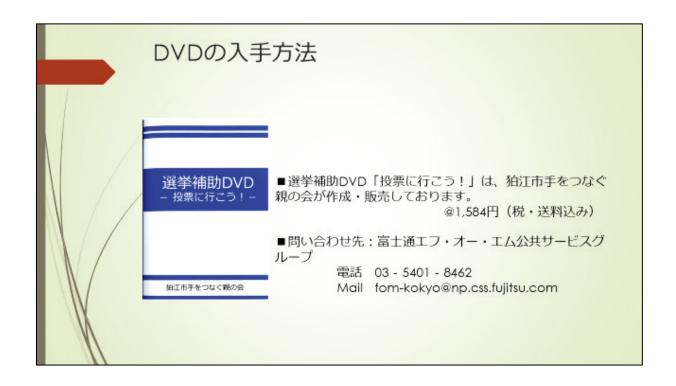
【ひとことメッセージ】

みんなが 安心して、 なかよくできる まちにします!

3. 主権者教育の具体的な取り組み

▶ 「投票補助DVDー選挙に行こう!ー」の作成

知的・発達障がい者の当事者団体が主体となり、「投票補助DVD-選挙に行こう!ー」を作成しました。投票所での流れをはじめ、期日前投票や代理投票についてわかりやすく説明しています。

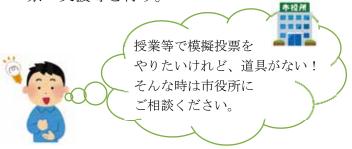


> 選挙管理委員会の取り組み

市の選挙管理委員会では、障がいのある方もない方もわかりやすく投票できるよう、様々な取り組みを行っています。

例えば…

- 1. 入場整理券郵送の際の封筒に点字・SPコードをつける。
- 2. 市議会議員選挙や市長選挙の際、選挙公報をCDと点字で作成し、配布する。
- 3. 特別支援学校等で選挙に関する講演を行ったり、投票箱等の貸出、模擬投票の支援等を行う。





> 市議会の取り組み

市議会では、定例会等の概要や市議会全般にわたる活動をわかりやすくお伝えするために、様々な取り組みを行っています。

例えば…

- 1. 傍聴席に聴覚障がいのある方のために、難聴者補助設備(磁気ループ)を設置。
- 2. 本会議等に手話通訳士や要約筆記者等を派遣する。

本会議や委員会の傍聴を希望される方は、議会事務局で受付をしてください。





②特別支援学校(知的障がい)中学部の実践

題 材:「給食メニューを決めるための模擬投票」

ねらい: 模擬投票をとおして、生徒が「自分で選ぶ」「多数決で決まる」しくみを体

験する。

対 象:特別支援学校(知的障がい)中学部生徒

流 れ:

① 立会演説会・模擬投票

立候補者は中学部の教師が務めます。各学年から一人、計三人の教師が立候補者となって、料理への主張を織り込んだ立会演説を行います。



名前を呼ばれた生徒は返事をして投票用紙を受け取り、投票記載台で 投票用紙の候補者選択欄に〇印をつけ、用紙を半分に折って投票箱に投 函します。



② 投票後 投票結果の掲示

投票結果をわかりやすい形で校内に貼り出し、振り返りができるようにするとともに、選ばれた料理が給食に出るまでの間、期待感をつなぎます。



③ 給食で「主権者教育メニュー」

一番多く得票した人の主張した料理が、翌月の給食に「主権者教育メニュー」として出されます。

ポイント

【栄養士さんへの依頼】

・給食で出すことのできるメニューを3品選んでもらいます。 (例)

メインディッシュの場合

- ①鶏肉のから揚げ ②豚肉の生姜焼き
- ③鮭のチャンチャン焼き

デザートの場合

- ①フルーツポンチ ②いちごヨーグルト
- ③りんごゼリー
- ・一番多く得票した人の主張した料理を、「主権者教育メニュー」として翌月の給食 に出してもらいます。

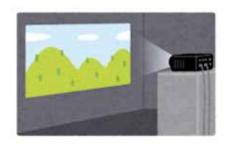
【地域の選挙管理委員会への依頼】

- ・実際の選挙で使われる投票箱や投票記載台を貸してもらえるようにします。 模擬投票の当日に持参してくれます。
- ・投票箱や投票記載台の組立てや片付けをお願いしておきます。
- ・投票後の開票作業をお願いしておきます。投票用紙が残っていないか等の確認もしてくれます。



【投票用紙、視聴覚機器等の用意】

- ・投票用紙には立候補者の顔写真と氏名、料理の写真等を載せ、○印をつけられる候補者選択欄を設けておきます。
- ・選挙人名簿は生徒名簿と同じものでも構いません。名簿を使用することで緊張感が得られ生徒の呼び忘れを防ぎます。
- ・投票時に確認できるように、投票記載台には立候補者の顔写真と氏名、料理の写真 等を載せた用紙を貼っておきます。
- ・投票前に、投票時のルールについて簡潔に説明します。 (例) ①名前を呼ばれたら返事をする ②投票中は静かにする ③投票用紙に〇を 一つだけ付ける ④投票用紙は人に見せない
- ・説明や立会演説会のときは、パソコン、プロジェクター、スクリーンを用いてパワーポイント資料を大きく映します。



③特別支援学校(知的障がい)高等部の実践

以下に示す事例は、高等部の授業を3部構成で組み立てているものです。

まず、地域の課題に目を向け、課題解決の方法を検討することにより、その解決策の1つに選挙があることに気付き、生徒会選挙をとおして選挙への理解を深めることができる構成となっています。3部を連続して実施することにより、効果的に学習を進めることができます。

● 第1部 「地域社会に目を向けよう1」

目標:自分の住む地域について考える

地域についてグループで話し合い、考えを深める

対 象:特別支援学校(知的障がい)高等部2年

時間	学習内容・学習活動	留意点
導入 (6分)	予目内存 予目記載○挨拶○本時の目標及び学習内容について理解する。	・本時の学習内容を視覚的にわかりやすく伝える。・学習の流れについて、ICT機器を用いてわかりやすく説明する。・使用するワークシートを提示し、使用方法を具体的に知らせる。
展開 (39 分)	○自分の住む地域について考える。 ・個人で考えワークシートに記入する。(7分) ・少人数のグループで発表し合う。(10分) ・各グループの話し合いの内容を発表し、全員で共有する。(10分)	 ・実態に応じてワークシートを2種類用意することで、生徒が少ない支援で取り組めるようにする。 ・各グループのリーダーに話し合いの進め方を説明することで、円滑な話し合いができるようにする。
	 ○地域についてグループで話し合い、考えを深める。 ・地域の課題に対し、解決方法をグループで話し合う。(7分) ★解決するために、自分にできることを考え、ワークシートに記入する。(5分) 	・グループで1枚の発表用紙を作成する。 作成しながら、グループ内の話し合いの まとめができるようにする。 ★次回の授業につながる大切な学習活動 であるため、ワークシートへの記入が難 しい生徒には個別に丁寧な支援を行う。
まとめ (5分)	○本時のまとめ。	

● 第2部 「地域社会に目を向けよう2」

目 標:地域の課題を解決する方法を考える

選挙について理解を深める

対 象:特別支援学校(知的障がい)高等部2年

時間	学習内容・学習活動	留意点
導入	○挨拶	・本時の学習内容を視覚的にわかりやす
(7分)	○本時の目標及び学習内容	く伝える。
	について理解する。	・学習の流れについて、ICT機器を用
	○前時を振り返る。	いてわかりやすく説明する。
		・使用するワークシートを提示し、使用
		方法を具体的に知らせる。
展開	○地域の課題を解決する方	・前時の最後に考えたことを発表し合
(38分)	法を考える。	い、考えが深められるようにする。
	・課題解決のために、自分が	
	できることを考えグルー	グループで1枚の発表用紙にメンバー
	プで、リーダーを中心に全	の意見をまとめ、見える化する。
	員の考えをまとめる。(14	
	分)	・個人では地域社会を変えることが難し
		いことを気付けるよう促す。
	・発表する。(6分)	また、その場合、地域の代表となって
		行動してくれる代表者をどうやって選
	○選挙について理解を深め	ぶのか?という流れで説明し、「選挙で
	る。	選ぶ」というキーワードを引き出す。
	・発表用紙を用いて、地域を	
	よりよくするために、個人	・生徒会選挙を例に、「誰かを選び、投票
	ではできることが限られ	する」ことの意味を説明する。
	ていることを知る。(3分)	
		・投票で一票を投じることへの責任につ
	・選挙の意味や方法等につ	いて、生徒の考えを問うことにより投
	いて説明を聞き、理解を深	票をする責任について生徒自らの考え
	める。(15 分)	を深められるようにする。
まとめ	○本時のまとめ。	・本時の学習を視覚的にわかりやすく振
(5分)	3	り返る。
	P	
		・卒業後、社会の一員として自分ができ
	4.	ることを振り返らせる。

生徒から出た音

【地域の課題】

- ・道が狭い
- ・街灯が少なく道が暗い
- ・駅のまわりに駐輪場が少ない
- ゴミ出しのスペースが狭い

【課題の解決策】

- ・市の意見箱に投函する
- ・市長に掛け合ってみる
- ・意見を言っても変わらないのでは
- ・選挙に出馬する
- ・選挙へ行って解決してくれそうな人に投票する





● 第3部 「選挙について学ぶ」

2月上旬の生徒会選挙に向けて、第1部・第2部の授業と並行して、12月から立候補者の募集等の準備を進めていきます。

生徒会選挙の当日には、午後の1時間を使い高等部の生徒全員を対象として、主権者教育を行います。具体的には、近隣市の選挙管理委員会の方を講師に招き、「選挙の仕組み」等をお話いただき、その中で模擬選挙も行っています。次の1時間で「生徒会選挙」を実施します。

題 材:「生徒会選挙」

対 象:特別支援学校(知的障がい)高等部生徒

流 れ:

①12 月中旬 生徒会選挙·立候補者募集

立候補は高等部2年生以上としています。1年生は先輩の姿を見て、やがて生徒会役員に立候補したいという、先輩を尊敬し憧れる気持ちをもたせることを大切にしています。



②1月上旬 生徒会選挙 立候補者告示・選挙運動開始

具体的な選挙運動は、朝の挨拶運動・昼休み中の教室訪問・下校時の玄 関での投票の呼びかけ、またポスターを作成し校内に掲示する、という内 容です。



③1月下旬 立会演説会または昼休み中の校内放送による演説の実施

立候補の際は、応援者として友人1名にあらかじめお願いしておき、立 会演説会での応援演説をしてもらうこととしています。特別支援学校に は、コミュニケーションに課題のある生徒が多いことから、生徒会選挙を 機に友人等との関わり方、信頼関係を築く力を育みたい、という考えから このような取り組みを行っています。



④2月上旬 生徒会選挙

障がいの程度が中度、重度の生徒も含め、全ての生徒が立候補した友人の中から投票する人を『自分で「選ぶ」こと』を大切にしています。



生徒会選挙当日の流れ

時間	内容	備考

講義	○講師紹介。	・困っていることを自分で伝える。
(15分)	○本時の流れの説明。	合理的配慮の要求について具体的に示
	○講義開始。	す。
	・選挙の仕組み	・投票方法等の流れがわかるDVDを上
	代理投票について	映する。
	·DVD	
準備	○模擬投票準備。	・壇上で模擬投票を行う生徒を 10 名選
(3分)		<i>چ</i> ې .
		・教師はスタッフ役を行う。
模擬投票	○模擬投票開始。	・選挙管理委員会職員に解説をしてもら
(17分)	・1人目の投票者に、投票箱	う。
	に何も入っていないことを	13 Marian and 1 an
	確認してもらい、署名をも	
	65.	AND THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TO PERSON NAMED IN COLUMN T
	・順番に投票を行う。	* ALARIMANA JA
	・投票の際に支援が必要な生	and the last
	徒は、スタッフ役に扮した	
	教師に生徒が自ら意思を表	
	報酬に生促が自ら息心を表 明できるよう促す。	
	りにさるより近り。	
	○開票。	・開票作業は、市職員が行う。
まとめ	○生徒会選挙 立候補者紹介	
(5分)	(VTR)	

ポイント

- ・投票用紙には立候補者の名前が印刷してあり、○をつけて投票箱に入れることにしています。
- ・一人に絞らず、全員に○をつけることも可能です。
- ・投票する友達を選択する際の支援として、投票記載台には立候補者の名前と写真を 貼っています。
- ・実際の選挙では一人で投票ができるようになるために、投票箱、投票記載台は実物 を使用します。
- ・現職の生徒会役員が投票所の受付をし、可能な限り生徒たちが自分でできることを 引き出し、主体的に取り組めるように工夫しています。



生徒会選挙で「学校に自動販売機を設置する!」と 公約した生徒が当選し、実際に自動販売機が設置さ れました。みんなが選んだ意見が反映されました!

4. 保護者の願い・卒後の事業所での取り組み

①保護者の願い

「なぜ、障がいがあるからといって、『その投票は、その選択は、正しいか?』と問われなければならないのですか?

▶ 遠い当たり前

重度ゆえ、投票に連れて行ったことはなかったけれど、いざ、成年後見を受けた とたんに我が子の入場整理券が来なくなって、初めて当たり前の権利が、手の内に ないことの重みを思い知った・・・こうしたお母さんの声を聴きました。

その後、「被後見人の選挙権回復」「主権者教育」「18 歳選挙権」へ。しかし、制度が変わったからと言って、「障がい者の選挙」は容易ではありません。

知的・発達障がい者の「選挙」や「投票行為」への参加について、これまで家庭でも教育現場でも社会の中でも取り上げられませんでした。

そのような中で、実際の投票所では大勢の中で、静粛にルールに従って手順よく 進めなければならないので、大人でも緊張しますが、特に知的・発達障がい者の親 は、その場面を想像しただけでも躊躇する要因が沢山あります。知的・発達障がい 者の苦手とすることばかりが連続して要求されるからです。

でも、すぐにできなくて、何が悪いのですか?今まで学校でも社会でも、家庭でも習ってきていないことなのに、何故「出来ない」と挑戦する前から決めつけられなければならないのでしょうか。更に、せっかく投票にこぎつけた一票に「大丈夫?その投票は正しかったのですか?」と心配されなければならないのでしょうか。

> 当たり前を当たり前にするために 教育の力

実は当事者だけではなく、親も支援者も、「選挙」や「投票」について、そもそも「取り出して」考えてこなかったのではないでしょうか。

一般的には投票行動など習わなくても有権者になればできる。だからやる必要はないという意見もあると聞きます。でも、だからこそ、特別支援学校では、その投票に係ることは「卒業」までに習得するように、小さい時から丁寧に「意思の決定」

を表出し、社会参加へつながるように、学習として取り組んでほしいのです。卒後 の学習の場は、まだまだ大変脆弱であります。

主権者教育とは広義の場合「教育」で取り扱うすべてがその範疇であり、それゆえに、教育基本法の第一条では『教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。』と謳われ、また、狭義においては「投票支援」を中心とした「模擬選挙」「模擬投票」など選挙に関わることを指すと言われます。

そうした意味からも広義・狭義、その両面において発達段階に即し教えることが 出来るのは学校です。そして教育の場面から社会の場面へバトンを引き継いで、例 え、障害が重くても、親子共に躊躇なく安心して当たり前に社会に参加し、参加す ることで環境を整え、行政や地域の中にも関わる方々を増やし、「意思のない人は いません」「私たちはここにいます!」と障がい者理解の輪が広がるよう願いま す。

「投票支援」は「スキル」ではありません。社会との「コミュニケーション」です。意思を社会に届ける共生社会への扉に他なりません。教育の力こそと期待いたします。

②卒後の事業所での取り組み

> 切れ目のない主権者教育を求めて 卒後の支援の立場から多機能型事業 所と生活介護事業所(区分5,6)における実践

知的障がいの方の支援は色々な種類がありますが、特徴的であり重要な支援として意思決定支援が挙げられます。

意思決定支援は社会生活・日常生活のあらゆる場面で必要となってきますので、支援する側の基本理解も重要です。あくまでもご本人の意思の尊重に基づき支援を行うということが基本であり、決して押し付け的にならないような注意が必要です。

また、意思決定支援のプロセスには意思の形成支援と意思の表出支援があり、前者は情報・認識・環境等に関する支援や配慮、後者は環境・時期・整合性等、確認に関する支援や配慮が必要となります。ここでは、日中活動施設において行ってきた取り組みや、わかりやすい演説会や模擬投票に参加することによって見えてきたもの(効果→気付き)について触れたいと思います。

> 多機能型事業所での取り組み

当事業所では、20年以上前から利用者自治会の役員選挙を行っていますが、毎年挙

4. 保護者の願い・卒後の事業所での取り組み

▶ わかりやすい演説会・模擬投票①

狛江市の取り組みに協力する形で、平成 24 年頃から参加を継続しています。公職選挙法に基づいて支援を行うというもので、ややハードルは高めでしたが、繰り返し行うことにより、利用者側の反応も随分と変わってきました。知らない人の話を聞くこと、質問を求められること、慣れない投票所に行くこと等々。緊張の連続だったと思います。

ただ、これまでの経験により投票することについては概ね最初から出来ていました。 取り組みを続けることによって見えてきた様々なことの中で、特出すべきこととして、 演説会での質疑応答で、立候補者に自分の希望(障がい者施策関連)を訴えるのでは なく、家族や地域についての質問・要望が出たことでした。『周りのことを考えてい る』、本当に頭の下がる思いでした。

▶ わかりやすい演説会・模擬投票②

生活介護事業所では、事業所の元職員を立候補者に仕立て、選挙公報には、利用者もよく知っている立候補者の名前・顔写真・一言メッセージを掲載。施設とは無関係の立候補者の時もありましたが、その差は歴然。選挙公報について利用者に説明した職員は、実はご本人の意思決定に懐疑的だったのですが、「あっ、この人ですね」と声にするほど、意思を持って選択するのをはっきりと感じ取ることができたのです。同時に利用者自身が知っている人だと選びやすいということも確認できました。

今後は、選挙の時だけでなく日常的に、巷の話題を解説する場を設け、世の中について知っていることを増やせる機会を増やしていきたいと思います。

> 期日前投票

当事業所ではご希望の方を期日前投票に連れていく取り組みをしています。本番の選挙では緊張して投票所内で戸惑い選べないこともありましたが、その時には投票所の係員に一旦外に連れ出してもらい、落ち着きを取戻してから投票することができました。

> まとめ

このように、これまで難しい・無理と思われてきたことでも繰り返し繰り返し、経験や体験を積み上げていくことによって、また、適切な支援(教育)を受けることによって、自己選択・自己決定する力は確実に育っていきます。この様な取り組みが学齢期から意識的に行われれば、社会生活や日常生活を営む上で起こる数々の選択や決定の場面で、安心して自由に意思表示ができ、また、自分の意思が反映された生活が送れるようになるのではないでしょうか。学校教育における主権者教育の流れを大切につないでいきたいと思います。

5. Q&A (コラム・ヒント集)

▶ 「正しい投票」の危うさ

選挙が実施されることになると、投票を楽しみにする人もいるでしょう。その一方で、自分には投票ができるだろうかと、不安を感じる人もいるはずです。知的障がいのある子どもを持つ保護者のなかからは「うちの子には難しいかも」と言う声もときどき聞こえてきます。だからこそ、知的障がいのある人が自信をもって、前向きに投票に行ける環境を整えたいものです。

「息子さんは字が書けますか」-。2019年の福島市議会議員選挙で、知的障がいのある19歳の息子を初めて投票に連れて行った父が、投票所の係員からこう尋ねられ、息子の投票をあきらめて帰っていったという出来事がありました。代理投票制度についての係員の説明が不十分だったようです。

投票所はただでさえ緊張してしまう場所です。知的障がい者とその付き添いの人を どのようにサポートすることが望ましいか。自治体は慎重に話し合いを重ね、職員の トレーニングを続けることが大切です。

また、「正しい投票」という意識もクセモノです。投票するためには、地域や国の課題、立候補者の公約を理解しておくのが望ましい。そういった理想が、誰かを苦しめているかもしれません。

さまざまな判断、人それぞれの選択を尊重するという「当たり前」をまずはしっかり認識すること。これが投票支援の大事な一歩だと感じています。

> 「公示」と「告示」

選挙が行われる主な原因としては、議員においては任期の満了と解散(参議院には解散の制度がありません)があり、首長においては任期の満了と辞職があります。これらの事由が発生する場合、またはした場合、政治の安定性を担保する観点から、一定の期間内に選挙を行わなければなりません。

その実施される選挙の期日を知らせる行為が、「公示」と「告示」です。

その意味はどちらも「公の機関などが一定の事項を広く一般公衆に知りうるような 状態に置く」ことですが、衆議院議員の総選挙と参議院議員の通常選挙を行う旨は、 天皇が公示し、その他の選挙を行う旨は選挙管理委員会が告示します。

日本国憲法第7条には、天皇の国事行為として、「国会議員の総選挙の施行を公示すること」が定められており、公示日当日の官報には天皇の詔書が掲載されます。一方、地方公共団体の市長選挙、知事選挙や議会の議員選挙では、公職選挙法により選挙の期日を選挙管理委員会が告示することになっています。

「告示」については、各自治体の「公告式条例」で、その手続等を具体化していますが、一般的には、「市役所前の掲示板に告示文を掲示してこれを行う。」とされています。

恐らく、官報を毎日読んだり、市役所前の掲示板を常に確認される方は少ないと思いますので、これらの行為によって、選挙に期日が確定し、選挙戦がスタートするんだと知っておいてください。

> 投票所の入退出

選挙の公正を確保するためには、投票が平穏な状態のもとで行われなければなりません。そのため、投票所にみだりに出入りすることは、投票所における秩序保持の観点から望ましいものではありませんが、例えば、投票の途中で、突然、生理現象に襲われた場合など、あぶら汗を我慢して、投票を継続する必要はありません。すぐにトイレに駆け込んでください。

ただし、途中退出するには一定の手続きが必要なのでご注意ください。

- ① 係員にお申し出ください。入場整理券と引き換えに、投票用紙(記載済み可)を 一旦回収させていただき、トイレにご案内いたします。
- ② 再入場の際は、入場整理券をお持ちください。

これは生理現象に限ったことではなく、例えば、投票所内でパニック状態になった場合なども、クールダウンの方法としてご活用ください。

また、この手続きの応用として、例えば、投票箱に投函することで投票行為が完了 したと認識されている障がい者の方などで、衆議院選挙のように複数回の投票が必要 な場合には、小選挙区の投票が終わった段階で一旦退出して、再度、入場して比例代 表の投票を行うと言うこともできます。

> 同数(票)の場合

選挙では投票の結果として、選挙区の定数が1の場合は最も多くの票を獲得した立候補者に、定数が複数の場合はより多く得票した立候補者から当選が決まります。

最後の1議席を巡って得票数が同数となった場合は、公職選挙法第95条第2項に 基づき、選挙長が選挙会を開催して、くじ引きで同じ得票数の立候補者から当選者を 決定します。

厳格な選挙の世界で「くじで?」と思われるかも知れませんが、意外と公職選挙法の世界では、くじが持つ「偶然原則(純粋に客観的な偶然に委ねる原則)」に基づいて物事を決定するやり方が多く採用されています。例えば、ポスター掲示板の区画番号を決める際にも、くじを用いています。

5. Q&A (コラム・ヒント集)

くじ引きの方法は様々で、各自治体の選挙管理委員会に任されています。一般的には、立候補者が「1」「2」と記された棒を引き、1を引いた方が次の本くじを引いて、 当選となるくじを引いた方が当選となる2段階方式で行われることが多いようです。 くじ棒の代わりに、数字や記号を書いた紙を入れた封筒を用いることもあります。

ちなみに「あみだくじ」は、公職選挙法がいう「くじ」とは認められていません(行政実例)。なぜなら、隣の縦線を結ぶ横棒のみを書くという標準的なルールでは、横棒がランダムに書かれたとしても、あみだくじでそれぞれのくじに当たる確率は等しくないという数学的見解が示されているからです。

> 投票箱の不思議

投票箱に既に票が入っているなどの票操作があれば、公正な選挙になりません。「空」であることを確認してから投票箱を施錠して、投票が始まります。

具体的には、公職選挙法施行令第34条にその規定があり、各投票所の責任者である投票管理者が、その投票箱に最初に投票する選挙人(投票者)に施錠されていない投票箱の中を見せて、何も入っていないことを確かめてもらわなければなりません。

早起きをして、投票所に一番乗りすると、投票箱を覗いて「投票箱に何も入ってないことの確認」に立ち会うことができますので、お試しください。

また、「投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、その上部のふたに各々異なった2以上の錠を設けなければならない」と同施行令第33条で決められています。

投票所を閉じる時刻になったときは、投票箱を「閉鎖」しなければなりません。「閉鎖」とは、投票所の全ての投票口を閉鎖して施錠することであり、閉鎖した後は、1つの鍵は投票立会人のうちの一人が保管して、他の鍵は投票管理者自らが保管することになります。そして、閉鎖された投票箱は、開票所において開票管理者が開票立会人の立会いの上でのみ開くことができるとされています。

投票の正確を期すための当然の規定ですが、正当な法令の規定によらないで投票箱を開いたり、投票箱の中の投票を取り出したりする行為は、投票箱開披罪及び投票取出罪が成立し、罰せられることになります。

ちなみに過去に、投票箱に投票用紙と一緒に自転車の鍵を入れてしまったという事例がありました。その際の実際の係員の対応です。

「申し訳ございません。開票所でなければ、投票箱は開けることができません。開票 所で鍵を回収させていただき、ご連絡を差し上げますので、お待ちください。なお、 開票は夜の作業になりますので、ご連絡は翌朝以降になりますのでご了承ください。」

その後、開票所において鍵は回収され、翌日、所有者のもとに無事に戻りました。

> 投票する際の注意事項

選挙で投票する方法は、学校でも会社でも教えてくれません。せっかく、候補の人を 応援しているのに、無効票になったら残念ですよね。

まず大切なことは、投票用紙に立候補者の氏名等を記入する際は、省略せず正確に 記入をしてください。ただし、氏名等の漢字の部分を、ひらがなやカタカナで書いて も構いません。

有権者には、様々な人がいます。中には、病気や障がいなどの理由で、字がうまく 書けない人もいるでしょう。

開票に際しては、「読みにくい字」の場合であっても、文字に不慣れな選挙人が一生 懸命に「特定の立候補者の氏名等」と記載しようとしたものと解して処理してくれる ので、ご安心ください。

また、誤字や脱字、氏のみ、名のみの場合であっても、上記のような扱いになります。

一方、無効投票となる主な記載例を示しますので、ご注意ください。①立候補者の誰を書いたのか確認し難いもの、②立候補者名または政党名の他に何か記載したもの、③2人以上の立候補者の氏名を記載したもの、④単に雑事を記載したもの、⑤白紙投票などです。

さて、投票用紙に間違えて書いてしまった場合はどうしたらいいでしょうか?

その場合は、二重線で消して横に書き直します。投票用紙に余分なことを書くと投票が無効になりますが、訂正のための二重線は構いません。または、投票所には消しゴムを用意してありますので、係員にお申し出ください。場合によっては、用紙の交換にも応じます。

投票は民主主義の大事な権利です。記入ミスをした投票は無効投票として扱われる場合もあり、民意を正しく反映することができません。貴重な一票を確実に政治に活かすためにも、正確な記入をお願いします。

> 代理投票とは

投票は、選挙人が自分で投票用紙に記載する方式が原則ですが、心身等の障がいにより投票用紙に字を書くことができない選挙人についても選挙権の行使を保障するため、例外として「代理投票」が認められています。

代理投票とは、本人に代わって他の人に投票用紙の記入を行ってもらう方法で、投票管理者に申請することにより行うことができます。

代理投票の場合であっても、投票所内には、選挙の公正を期するために、大きく2つのルールがあります。

一つは、投票をしたい人を決めるのはご本人でなければなりません。もう一つは、 投票所内で選挙人の代理投票を補助するのは、投票事務従事者に限られています。

ただし、投票所内の秩序が損なわれる場合を除き、選挙人に同伴する補助者、介助者及びお子様の投票所への入場を制限はしていませんので、ご同伴いただいても結構ですが、これらの方が選挙人に代わって投票用紙へ記載することはできません。心身の障がいや、その他の事由により選挙人が投票用紙に立候補者の氏名等を記載できない場合は、投票所の係員が選挙人の投票を代筆しますので、その場面だけは係員にお任せください。

その際、選挙人が自らの備忘録としてのメモを投票所に持ち込むことはできます。 また、選挙公報や法定ビラを持ち込むこともできます。

しかし、メモとしての常識を超える必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票の干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等と見間違えられることにもなりかねませんので、注意が必要です。

なお、お持ちになったメモ等を投票記載台等に置き忘れのないようにご注意ください。

> 情報収集の方法

投票するということは、立候補者の中から誰かを選ぶことです。投票に行く前には、 必ず立候補者についての情報を集めましょう。立候補者の情報は色々なところにあり ます。

例えば、立候補者が演説しているのを聞いたことはありませんか?他にも、立候補者の主張が載っている「選挙公報」があります。これは選挙管理委員会が各家庭に配布しているものです。また、インターネットを使えば、立候補者や政党のホームページ等を見て、立候補者が何を訴えたいのか知ることができます。

「貴重な一票」を有効に使うためには、やはり勉強やクラブ活動と同じように、日頃の準備や地道な取り組みの積み重ねが大切です。

そのためには、普段から新聞やテレビ、もちろんインターネット等で、社会の状況 について知っておく必要があります。また選挙に際しては、選挙公報等で立候補者に ついて知らなければなりません。それらの情報を読み解き、自分の考えをまとめ、自 分の一票を誰に投票するか判断しなければなりません。そのために、障がいのある方 にとっては、一定の支援が必要だと思います。

一番大切なのは「ご家族の皆様のご協力」だと思います。例えば、投票所で複数の 立候補者の中からそれぞれの政策を理解し、投票する人を選ぶことは本当に難しいこ とです。 ぜひ投票所に出かける前に、ご家庭で選挙公報等を一緒に見ながら、選挙のことについて、立候補者のことなどについて、話し合ってみてください。

> なんで家族が代筆できないの?

わが国は法治国家です。国であれ地方自治体であれ、その行政の基本は国会が定めた法律に従って執行されます。そして、この法律を執行するのが行政組織であり、公務員はその行政組織を動かす一員であるわけです。

これは、国民が行政サービスを享受する場合、公務員を介在して、または直接にサービスを提供する場合が多いことなどにより、行政は非常に多くの情報を扱います。 こうした背景のもとに、公務員の守秘義務が定められています。

よって、投票事務に従事する者は、公務員としての守秘義務が課されており、投票 の秘密を侵してはならないことになっています。

これは、ご家族が当事者の福祉サービスを申し込んだりする場合、担当ケースワーカーに相談されているのと同じです。そして、そのケースワーカーを信頼して、サービスの提供を受けていると思います。

そのケースワーカーと代理投票の補助者はまったく同じ仕組みで、守秘義務が課せられています。ですから、ケースワーカーと同様に「ご安心ください」と申し上げるしかありません。公務員に罰則を裏付けとした守秘義務を課して、行政の運営を公平公正なものにするというのが、法治国家としての大原則なのです。

さらに言えば、公選法の代理投票制度には、「Need to knowの原則」が導入されています。この原則は、「情報は知る必要がある者に対してのみ与え、知る必要のない者には与えない」という原則です。代理投票の場合、知る必要がある補助者を2名(筆記者と確認者の最低2名)に限定することにより、上記の単なる守秘義務以上の、秘匿性を確保していると言えます。

▶ 白票って何?

白票(はくひょう)とは、投票用紙に何らの記載のない票のことを指します。公職 選挙法第68条により、「記載したかを確認し難いもの」として無効票として扱われま す。

白票は、投票総数としてはカウントされ投票率には影響しますが、基本的に選挙の 意を決する意味は無いものです。

仮に、「棄権票」「信任票」「意見票」としての意味合いを持って投函したのだとして も、白票は全て「無効票」としてカウントされているため、残念ですが立候補者には "白票を投じた"という民意が伝わりません。

5. Q&A (コラム・ヒント集)

魅力的な立候補者がおらず、積極的に支持したくないという気持ちはよくわかります。しかし、白票は抗議の意を示したことにはなりませんし、「魅力的な人がいないから選択しない」で未来は開けるのでしょうか。

当たり前のようですが、現在の選挙という仕組みの中で政治的意思表示を行うには、特定の立候補者の名前を記入して、有効な票を入れるのが最善と言えます。

> 議員の任期

任期とは、ある特定の役職または役職に就いた者に関し、その役職に就任する期間のことです。衆議院議員は4年、参議院議員は6年、知事や市長、並びに地方議員は4年と定められています。任期があるということは、議員等の任期の満了日があらかじめわかっていることを意味しているとも言えます。

選挙によって選ばれる代表者にはそれぞれ任期があり、改選されることによって、 政治に緊張感を与えます。ひとたび代表者となった人も、その在任期間中にどのよう な仕事をするのか、また私たちがその代表者の仕事をどう評価するかによって、次は その地位を失うことになるかも知れません。

選挙は、代表者が権力を濫用することをけん制し、政治を浄化する役割も担っています。

ちなみに、参議院議員の任期は6年で、3年ごとに議員の半数が改選されます。これは参議院の継続性を保つとともに、衆議院には解散制度がありますので、国会の機能の空白化を防ぐことを目的としています。

では、なぜ4年?公職選挙法の前身である衆議院議員選挙法(1889年)でも「任期4年」が定められていた、さらに敗戦後にアメリカが起草した、いわゆる「マッカーサー草案(後の日本国憲法)」も「4年」だったことから、それを踏襲したものと思われます。

▶ 「○印投票」について

特別支援学校等で模擬投票を実施する際に、あらかじめ投票用紙に印刷された立候補者の氏名の上の選択欄に「○印」を記入する方法が多用されているようです。

しかし、皆さんが現実に投票に行った際、「○印」を記入した経験がありますか?最高裁判所裁判官国民審査ではどうでしょう?国民審査では、辞めさせたい人に「×印」を付しますが、「○印」を記入した場合、無効になってしまいます。

さて、この「○印投票」、正式には「記号式投票」といいます。公職選挙法第 46 条 の 2 で、各自治体の判断で任意に「記号式投票」を認める規定があります。

ただし、その要件としては、(1)各自治体が判断して条例で定めなければならない、(2)自治体の長又は議員の選挙に限られる、(3)〇印を自書する方法又は〇印の印を押す方法のいずれでも構わないが、どちらかを(1)の条例で定めておくこと、の3つです。

では、公職選挙法で認められているにも関わらず、実際の選挙で私たちが接することがないのか。順に検証しますと、(1)の条例については議会の議決をいただく必要がありますので、条例制定には一定のハードルがあります。また(2)の地方選挙の場合、都道府県で9日前、市で7日前、町村で5日前に告示を行い、立候補者が出そろった段階で、立候補者名を記載した投票用紙を作成することが作業的に非常にタイトであること、また期日前投票には到底間に合わないので、期日前投票は氏名記載式投票、投票日当日の投票は記号式投票となり不整合を生じさせ、混乱を招くことも想定されます。(3)については、そもそも判定が容易な「○印」を用いることがこの記号式投票の最大のメリットですが、自書の場合、「○」とか「●」を有効票としてカウントするかどうかの課題もあり、実際に記号式を採用する場合、「○印の印を押す」方法が一般的です。

以上のことから、公職選挙法では認められている記号式投票ですが、現状では上記の課題により、現実の選挙ではほとんど採用されていません。採用されている少数派も、押印方式なので、「〇印」の自書式は皆無と言っても過言ではありません。

特別支援学校等での指導は、知的・発達障がい者の、意思の形成と表出支援に重きを置いているものであり、特に意思の形成を主眼としているため、生徒たちにとって容易な表出方法を採用しているものと推察しますが、指導を受けた生徒たちが現実の選挙において、「あれ?この投票用紙には〇印の選択欄がないや。どうしよう?」と混乱されないような指導も併せてお願いいたします。

▶ 電子(インターネット)投票

電子投票は、タッチパネルを使った選択式のため、自書式で出る疑問票や無効票がなくなり、開票時間を短縮する効果も大きいものです。自書が苦手な選挙人にとっても一助となる期待があります。

この電子投票ですが、そもそものコスト面の課題に加え、2003 年 7 月の岐阜県可 児市議選で、使用機器が過熱で一時停止する信じがたいトラブルに見舞われ、その 後、最高裁で選挙無効が確定したことで、自治体の導入熱(需要)が下火になり、 現状、専用機器の供給がストップするという事態に追い込まれています。

しかしながら、こうした窮地から脱却する動きもあります。総務省が専用機器に とらわれない市販端末での運用の検討を始めました。これによりコスト面の課題は 解消され、自由競争による機器の安定性も期待できます。ただし、現行の運用指針 では、タッチパネルの顔写真表示は禁止されていますので、運用面での改善には引 き続き、私たちが声をあげていく必要があります。 一方、2018年7月に公表された「投票環境の向上方策等に関する研究会報告書」では、在外邦人への「インターネット投票」の導入が盛り込まれています。

電子投票が立会人の監視の下、ネット接続のない投票所で実施するのに対して、 自宅等でインターネット端末を用いて投票する方法が「インターネット投票」で す。

自宅等の場合、本人確認と投票の公正性の担保が課題となりますが、前者についてはマイナンバーカードを用いて本人確認を行うことが検討されているようです。ただし、在外邦人にはカードが発行されていませんので、法改正により在外邦人にも発行できるような仕組み作りから始めなければならないので、もう少し時間を要する見込みです。立会い制度に代わる公正性担保の仕組みの検討も必要です。

開票においては、電子投票が、現行の紙投票と同様、各投票所における投票情報を電子記録媒体(USBメモリー等)に保存して開票所に送致して、集計して結果を発表することになります。紙投票の積上げ方式でなく、集計ソフトでは一瞬で結果が判明するので、「それでは、開票結果の発表です! ドドドドドド・・・ (ドラムロール!) 当選者は!? ドン!」と演出的な開票が可能ですが、インターネット投票は機械的には投票ごとにその結果が明らかになりますので、従前どおり投票時間終了後に「ドン!」と結果発表するのか、それとも投票結果の行方をリアルタイムに公表するのか、開票のあり方についても検討が必要となってきます。

ICTを用いた投票については、上記両面での検討が進められるようですが、「なら通常の選挙もインターネット投票にしたら?」と誰もが思うことでしょう。事実、前述の研究会でも、「ネット投票の研究を始めた当初は若者に注目していたが、超高齢化社会の日本では、むしろ高齢者のためにネット投票が必要になると思う」と議論されていますし、障がい者等の移動困難な方のためにも有効ですね。

インターネット投票の実現には、安定的なシステムや、自由な意思で投票できる 環境の確保等、乗り越えなければならない課題が少なくありませんが、大きな可能 性を秘めていることは間違いありません。

> 主権者教育における政治的中立性について

主権者教育を進める上で、政治的事象を取り上げ、議論することは当然のことです。また、社会問題や地域課題について考え、市民が政治に参加していくためには、政治的な判断力の育成が求められます。そこで課題になるのは政治的中立性の判断です。

この「政治的中立性」という概念自体が曖昧模糊であり、それを配慮するあまりに現実社会で起こっているリアルな議論についてあえて触れないという本末転倒が起き、主権者教育の推進が図られない要因の一つになっているようです。

教育基本法第14条では、第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と規定したうえで、第2項で「法律に定める学

校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定め、学校の教育活動が一党一派の思想に偏ったものであってはならないことを明らかにしています。

また、「私たちが拓く日本の未来(総務省・文科省)」の「活用のための指導資料」では、「政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、(中略)、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要である。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要である。」とされています。

要するに、「対立する立場をフェアに紹介することと、それぞれの立場について正確な情報を伝えることが重要である」ということではないでしょうか。

また、新たな学習指導要領にも示されているように、「教師が生徒に教え込む教育スタイル」から「アクティブ・ラーニング」への転換も必要ではないかと感じます。

従来の学校教育のスタイルでは、教師個人の意見が絶対的な正解と見なされがちですが、答えのない問いに対し生徒自らが調べ、考え、表現する「アクティブ・ラーニング」の教育スタイルにおいては、教師はファシリテーターでしかありません。これであれば、相対的に教師の価値観の影響力を減らせるのでないかと思います。

いずれにせよ、生徒の判断能力をもっと信じて、教師も自信を持って取り組むことが必要だと思います。

<u>次項以降に、文部科学省から発出された文書を掲載しますので、参考</u> にしていただければ幸いです。

- ・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知) (平成27年10月29日 27文科初第933号) P63
- ・学校における主権者教育を実施する際の留意点について(平成31年2月22日 事務連絡)P68



27文科初第933号 平成27年10月29日

各都道府県教育委員会 各指定都市教育委員会 各指定都市教育委員会 所見知事 附属学校を置く各国立大学法人学長 高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第 1項の認定を受けた各地方公共団体の長

跟

文部科学省初等中等教育局長 小 松 親 次



(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等 の生徒による政治的活動等について (通知)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第75号)により、施行後4年を経過した日(平成30年6月21日)以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号)(以下「改正法」という。)により、施行日(平成28年6月19日)後に初めて行われる国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の総選挙では参議院議員の総選挙では参議院議員のの当選挙)の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別 支援学校(以下「高等学校等」という。)にも、国民投票の投票権や選挙権を有す る生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法(平成18年法律第120号)第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教徒を育む教育(以下「政治的教養の教育」という。)を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者(以下「有権者」という。)として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保する ことが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保 するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極め て大きいことなどから法令に基づく側限などがあることに留意することが必要で す。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、 高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生 徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたの で、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校 等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、 所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人 等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等 学校等に対して、御周知くださるようお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

^{*}第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、造進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教能の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の習道事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導 のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、 教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動 におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を 行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

- 2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、 選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を 通じて育むことが求められる、論理的思考力、現实社会の路課題について多前的 ・多角的に考察し、公正に判断する力、現实社会の路課題を見いだし、協働的に 追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付け させること。
- 3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的 事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができる よう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正じく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円満に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要となる知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を適して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体 として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持 し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成 19年法律第51号)第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及 び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の 政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した 結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が属を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが襲ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参回していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を推保することが求められていること。②高等学校等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な推能を有するとされていることなどに経みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、 投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをい い、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

- 1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動 も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場 を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2 項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止すること が必要であること。
- 2. 放課後や体日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、 学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その 他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生 じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

- 3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。
 - (1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法者しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熟中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合には、高等学校をして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。
 - (2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないよう、高等学校 等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることな ど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の 理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本適知の趣旨にのっとり、現实の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させることもに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

|担当:文部科学省初等中等教育局

(代表)03…5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に 関すること

児童生徒課 企画係

(内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係

(内線2075)

・数員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員條 (内線 4 6 7 5)

事務連絡
平成31年2月22日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 事 務 担 当 課 附属学校 (中等教育学校を含む)を置く 各国公立大学法人附属学校事務担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

学校における主権者教育を実施する際の留意点について

学校教育における主権者教育については、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感をもって政治に参画しようとする国民の育成や、18歳への選挙権年齢の引下げによる、小・中学校からの体系的な指導の充実等の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、社会科や公民科等を中心に指導が行われているところです。

・特に高等学校においては、満18歳を迎えた生徒が公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるよう、既に各高等学校等に配布している「私たちが拓く日本の未来」(生徒用及び教師用)も参考としながら、計画的な指導が行われてきているものと承知しています。

また、本年4月に統一地方選挙が行われる予定であることから、平成31年2月22日付けで、教育委員会等に対しては「教職員等の選挙運動の禁止等について(30文科初第1604号文部科学事務次官通知)」、国立大学法人及び公立大学法人に対しては「附属学校における政治的中立性の確保等について(30文科教第464号総合教育政策局長・高等教育局長通知)」、私立学校等に対しては「私立学校に係る教育基本法第14条第2項その他の法令の規定の遵守について(30文科高第1107号高等教育局私学部長通知)」において、関係部署より通知したところです。

これに関連して、主権者教育を実施する際の留意点として、政治的中立性の確保はもとより、小学校、中学校、高等学校等(以下、「学校等」という)において、実際の選挙に合わせて模擬選挙等の学習を実施する場合には、公職選挙法上、選挙運動を行うことができる期間に実施することとなるため、例えば人気投票の公表の禁止(公職選挙法第138条の3)や文書図画の頒布・掲示の制限(公職選挙法第142条、第142条の2、第143条、第146条)等の公職選挙法上様々な制限がある中、それらに抵触することがないよう留意して実施する必要があります。また、実施に当たっては、選挙管理委員会等との連携した取組が期待されています。

各位におかれては、別添資料も御参照の上、改めてこの点について御留意願います。

また、このことについて、各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、域内の学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の学校等及び学校法人等に対して、各国公立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の学校等に対して、御周知いただくようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係 電話 03-5253-4111 (内線2073)

(別添資料)

副教材『私たちが拓く日本の未来』

(教師用指導資料)(抜粋)

7. 公職選挙法上の留意点等について

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙については、現実の具体的な政治的事象について、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い。

一方、選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施するということは、公職選挙法上、選挙 運動を行うことができる期間に実施することとなるため、選挙運動について、公職選挙法 上、様々な制限がある中、それらに抵触することがないよう留意して実施する必要がある。

公職選挙法上の留意点については、以下に示すが、特に選挙運動期間中に模擬選挙を実施する場合には、法律について深い見識を持つ選挙管理委員会等との連携を図ることが望まれる。選挙管理委員会等と連携することにより、選挙公報等を入手したり、投票箱等実践的な器具を借り入れることも可能となることから、模擬選挙を実施する際に、選挙管理委員会等と連携した取組が期待される。

③ 事前運動の禁止(公職選挙法第 129 条関係)

選挙運動は、公示・告示目に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間 (選挙 運動期間という。) においてのみ行うことができ、それ以外の期間に選挙運動と認められ るおそれのある行為をすると、事前運動として公職選挙法第 129 条に遠反するおそれがあ るので、十分留意する必要がある。なお、選挙運動の考え方については、後述する。

② 人気投票の公表の禁止(公職選挙法第138条の3関係)

公職選挙法第138条の3は、「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気 投票の経過又は結果を公表してはならない。」と規定している。

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行うこと は公職選挙法上の『人気投票』に当たることから、模擬選挙の結果を公表することはでき ない。

この規定は人気投票そのものを禁止したものではなく、当該選挙の当選人確定後であれば公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する必要がある。

③ 文書図画の頒布・掲示の制限(公職選挙法第 142条,公職選挙法第 142条,公職選挙法第 142条,公職選挙法第 146条関係)

選挙運動期間中に、ビラやパンフレット、ポスターなどの選挙運動のために使用する文 書図画を頒布・掲示することは公職選挙法上、制限されており、公職選挙法が認めた文書 図画しか頒布・掲示することはできず、また、その枚数、頒布や掲示できる場所など様々 な制限規定がある。そのため、下記のような点に配慮する必要がある。

- ・各党の政策をまとめた冊子状の公約集は、選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布することができず、高等学校の教育活動において学校が配布することは公職選挙法第142条の2に遠反するおそれがある。そのため、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある。
- また、新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト(いわゆる「まとめサイト」)は、一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられる。そのため、教員が生徒に対し、そのようなまとめサイトを印刷し、配布することは直ちに規制されるものではないことから、このような取扱いをすることも考えられる。
- ・なお、報道機関ではなく、教員が各政党の主要な部分における主張をまとめるような場合、各政党の主張を平等にまとめない限り、選挙運動のために使用する文書図画と認められるおそれがある。また、平等にまとめ、選挙運動用文書図画と認められない場合であってもそれをプロジェクター等で投影し、生徒に見せる場合には、各政党の主張を平等に扱わない限り公職選挙法第146条に違反するおそれがある。
- さらに、投影や印刷において特定の致党部分のみを目立たせるようにしたり、特定の政 党を強調しているサイトを利用したりすることは選挙運動のために使用する文書図画に 当たる場合も考えられることから、そのような行為は避ける必要がある。

上述の留意点は、選挙運動期間中におけるものであるが、選挙運動期間外に選去の国政 選挙の資料や現にホームページ上に掲載されている資料を活用して模擬選挙を行うこと は、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。また、選挙運動期間外に教員が各政 党の主要な部分における主張をまとめ、プロジェクター等で投影し、生徒に見せたり、生 徒に配布したりすることも、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。なお、この 場合でも教員が教育目的で作成・配布する教材については、教育基本法第14条第2項を 踏まえ、政治的中立が確保されるようにすべきことは他でも言及しているとおりである。

このように、模擬選挙を行う時期を敢えて選挙運動期間から外し、前後にずらすなど実施時期を工夫することで、実践に取り組みやすくなることもある*。ただし、選挙運動期間外であっても、例えば衆議院が解散され、総選挙が公示されるまでの選挙が近い時期に行われるなど、態様によっては事前運動となり、公職選挙法に違反するおそれがあることに留意する必要がある。

※模擬選挙を選挙運動期間から外して実施する場合、過去の資料を活用することとなる ため、現在の政党等の主張とは異なる場合もあることに留意することが必要。

④ 投票の秘密保持(憲法第15条第4項及び公職選挙法第52条関係)

生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては、たとえ教育的なねらいがあったとしても、満 18 歳以上の生徒にそのような指導を行うことは憲法第 15 条第 4 項(投票の秘密)及び公職選挙法第 52 条(投票の秘密保持)の趣旨により控える必要がある。

また、公立学校の場合、公務員が有権者に対し、その投票しようとする若しくは投票した候補者の氏名や政党名等の表示を求めた場合は、公職選挙法第226条第2項(被選挙人の氏名等表示要求罪)が成立することとなる。

⑤ 満18歳未満の者の選挙運動の禁止(公職選挙法第137条の2関係)

満 18 歳以上の者は, 公職選挙法上選挙運動となる行為を行うことは可能である。一方で, 満 18 歳未満の者が選挙運動を行うことは, 公職選挙法上, 禁止されている。

このため、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中における選挙運動について、主体と客体の観点から整理するとおおむね次のとおりである。

①満 18 歳未満→満 18 歳以上の場合

特に,第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において,選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合には.満18歳未満の者が選挙運動を行うことができないことに鑑み,満18歳未満の者から満18歳以上の者に対する選挙運動が行われないように指導すべきである。

具体的には、例えば、授業において政策について議論させる過程で、満 18 歳未満の者が満 18 歳以上の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、選挙運動と認められるおそれがあり、公職選挙法第 137 条の 2 第 1 項に違反するおそれがあるので、この点特に留意が必要である。

なお、後述する選挙運動の考え方にもあるとおり、ある行為が選挙運動と認められるか どうかは、その行為の方法や時期など様々な状況を考慮して、実質に即して判断されるこ とになるので智意する必要がある。

②満 18 歳未満→満 18 歳未満の場合

次に、満 18 歳未満の者から満 18 歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低いが、満 18 歳未満の者から満 18 歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけた場合や、その者を通じて間接的に有権者である他の者へ働きかけた場合などは、選挙運動と認められるおそれがあり、態様により、公職選挙法第 137 条の 2 第 1 項や第 2 項に違反するおそれがあり、この点特に智意が必要である。

③満 18 歳以上→満 18 歳以上の場合

また、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合でも、満 18 歳以上の者同士の間での取扱いについては、選挙運動を行うことが可能であることから、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう野びかけたり、支持するよう理解を求めたりすることは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。

④満 18 歳以上→満 18 歳未満の場合

最後に、満 18 歳以上の者から満 18 歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している 特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合 は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低い。満 18 歳以上の者から満 18 歳未満 の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけることも直ち に規制されるものではない。ただし、満 18 歳以上の者が満 18 歳未満の者を使用して選挙 運動をした場合は、公職選挙法第 137 条の 2 第 2 項に違反するおそれがある。

このように選挙運動については、満 18 歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題はないが、満 18 歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されているということを前提に、特に満 18 歳以上と満 18 歳未満の者が混在する第 3 学年等においては指導を行う必要がある。

なお、ある行為が選挙運動であるかは最終的には司法で判断されることとなるが、選挙 運動とは、判例・通説では「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投 票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」であると解されている。

具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為 の名目に着目するのみでなく、その行為の態様(その行為のなされる時期、場所、方法、 対象等)を総合的に観察することによって、実質に即して判断されることとなる。

こうした点を踏まえ、生徒用副教材においては、模擬選挙(2)として、実際の国政選挙に伴って実施することが可能な例を示している。

具体的には、選挙運動期間中等に模擬選挙を行う場合、投票に当たって重視する政策分野について、個別の政党に触れず模擬選挙確に政党や候舗者を選ぶポイント(判断基準)について、グループディスカッションを行ったり、クラスで発表させたりすることやその後に各政党の政策を宿題としてまとめさせたりする実践例である。これらの活動は、一般的には、公職選挙法上、直ちに規制されるものではなく、満18歳以上と満18歳未満の者が混在する第3学年等においては、このような学習活動を行うことが考えられる。ただし、各政党の政策を宿題としてまとめたものを発表させる場合、選挙運動と認められるおそれがあるので、十分智慧する必要がある。

また、特定の政党の支持を働きかけることなく、特定の政党のみが賛成又は反対しているものではないテーマを選び、そのテーマに関して政策を比較したり評価を行ったり政策の支持を働きかけたりしても、公職選挙法上、直ちに規制されるものではないことから、そのような工夫を行うことも考えられる。

ただし、満 18 歳以上と満 18 歳未満の者とが混在する第3 学年等において生徒用副教材の「機聚選挙(2)」で示されたような学習活動を行う場合であっても、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりすることを伴う場合は、上述したような選挙運動と認められるおそれがあることに留意する必要がある。

⑤ 教育者の地位利用の選挙運動の禁止(公職選挙法第137条関係)

公職選挙法第137条において、「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない」とされており、教員としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動を行うことはできないことについても併せて確認しておきたい (p.81 参照)。

なお、生徒から各党の政策や公約の言葉の意味や内容について質問を受けたような場合、 それらについて単に言葉の意味や内容を説明することは公職選挙法上直ちに規制されるも のではない。

おわりに

平成29年に狛江市では、日本で初めての「総合的な主権者教育計画」を策定しました。これは狛江市がこれまで取り組んできた障がい者への投票支援を進める中で、発達段階に即した計画的な取組みの必要性を痛感したことに加え、平成15年に施行された「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」の中で「青少年及び子どもについて、年齢にふさわしい市民参加の権利を保障する」という規定があり、社会的な意思決定に参画できる土壌があったことも大きな要因になっています。

そうした背景から、当該計画が目指すべき主権者像を「単に政治の仕組みについて 必要な知識を習得させるにとどまらず、障がいがあってもなくても、また幼少期から の発達段階に即した、誰もが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しな がら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる社会の構成員 の育成を目指す。」としているところです。

本書 46 頁の「生徒から出た意見」欄にもあるように、地域の課題解決のために、 選挙に託すだけではなく、自発的に「市長への手紙」制度に投書するとか、市長に直 接意見するなどという行動も「社会の構成員」としての役割であると感じています。

そのために、狛江市では、小学生を対象として子ども議会や、中学生による青少年会議の開催など、体験を通して、市政等への参画を促しています。

こうした体験を通じて、「社会の構成員」としての自覚と誇りを持つことも、主権 者教育においては必要な資質ではないかと考えています。

令和3年1月

知的・発達障がい者のための主権者教育の手引き製作委員会 メンバー一覧

(令和2年2月末現在)

氏 名	所 属
林 大介	首都大学東京特任准教授
堀川 諭	京都産業大学准教授
森井 道子	狛江市手をつなぐ親の会会長
宮田 愛	東京都立府中けやきの森学園主幹教諭
常松 浩三郎	東京都立調布特別支援学校主幹教諭
稲垣 潤	東京学芸大学大学院教育学研究科
竹中 石根	社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 サービス事業課長
橋爪 克幸	社会福祉法人光友会ひかり作業所施設長
平林 浩一	狛江市副市長
田部井 則人	狛江市企画財政部政策室長
加藤 達朗	狛江市福祉保健部高齢障がい課長
小嶺 大進	狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長

※敬称略。順不同

データ版のダウンロードは**こちら**





本手引きは、社会福祉法人東京コロニー 東京大田福祉工場にて印刷・製本しました。